
平成22年3回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成22年6月14日(月)

1. 議事日程第3号

平成22年6月14日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 佐藤左俊 | 2 番 | 尾方嗣男 |
| 3 番 | 菅原一 | 4 番 | 柳井田英徳 |
| 5 番 | 工藤重信 | 6 番 | 河野博文 |
| 7 番 | 高田修治 | 8 番 | 宿利俊行 |
| 9 番 | 松本義臣 | 10番 | 清藤一憲 |
| 11番 | 江藤徳美 | 12番 | 秦時雄 |
| 13番 | 日隈久美男 | 14番 | 後藤勲 |
| 15番 | 片山博雅 | 16番 | 藤本勝美 |

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 小川敬文

議事係長 小野英一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------------|------|------------------------|-------|
| 町長 | 朝倉浩平 | 副町長 | 太田尚人 |
| 教育長 | 本田昌巳 | 総務課長 | 松山照夫 |
| 財政課長 | 帆足博充 | 地域力創造課長 | 河島広太郎 |
| 税務課長 | 帆足一大 | 福祉保健課長 | 日隈桂子 |
| 住民課長 | 横山弘康 | 建設課長兼 公園整備室長 | 梶原政純 |
| 農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長 | 宿利博実 | 商工観光振興 室長 | 河島公司 |
| 水道課長 | 村口和好 | 会計管理者兼 会計課長 | 麻生太一 |
| 人権同和啓発 センター所長 | 飯田豊実 | 学校教育課長 | 穴本芳雄 |
| 社会教育課長兼 中央公民館長 | 大蔵順一 | 学校教育課参事兼 学校給食センター所長 | 野田教世 |
| わらべの館館長 | 中川英則 | 行政係長 | 石井信彦 |

午前10時00分開議

○議長（藤本勝美君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただ今の出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（藤本勝美君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。今期定例会の質問者は10名です。よって、本日14日と明日15日の2日間で行います。会議の進行にご協力願います。

最初の質問者は、12番秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 12番秦 時雄であります。議長のお許しを得まして、4項目にわたって質問をさせていただきます。

初めに、宮崎県で発生した口蹄疫も、一時は終息の兆しが見えてきたにも関わらず、感染が都城市に飛び火し、畜産業にとって事態は一層深刻になっており、本町の畜産農家にとっても大きな影響が出ているところでありますけども、その畜産農家をはじめ、関係者の皆様に対して心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早く事態の終息をご祈念申し上げているところでございます。

さて、1番の中学校統廃合についてご質問をさせていただきます。

玖珠中学校再編については、様々な経過を経て平成13年、教育委員会は地域住民のご理解を得ることができずに、凍結を決定し、今日まで10年の歳月が経過してまいりました。平成21年度3月議会における一般質問、後藤議員の中学校統廃合の質問答弁から、本田教育長より方針、考え方が示されました。それによりますと、「現在、中学校再編は凍結状態にあるが、合議制の執行機関である教育委員会の議を経なければ最終的な方向は定められないが、いずれ2校ないし1校とする基本方針をふまえ、1校か2校か、又は実施時期はいつか、校舎の取り扱い等々再度、教育委員会で慎重に審議をしたいというふうに考えます。」と答弁をされました。中学校の再編がいよいよ動き出すのか、そのように私も受け取りました。今議会における朝倉町長の諸般の報告の中で、中学校統廃合について、全庁的な取り組みを行っていくとの方針を明らかにされました。私は、初めから統廃合の賛否を問うものでありません。子どもたちにとってどうすることが一番良いのか、最善の方法なのか、そのような中で、この中学校再編の取り組みを行うための結論を出していかなければならないと思っております。

そこで、中学校統廃合についての町の考え方について、そしてもう1つは、学校統合の目的について、この2点に答弁を求めます。

○議長（藤本勝美君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） お答えいたします。

はじめに、中学校統廃合についての町の基本的な考え方についてでございます。いつも申し上げておりますけれども、学校教育は一定の集団を前提としております。しかし、過疎化あるいは少子化の中で児童生徒数が激減をし、学校が本来果たすべき機能ができなくなった。ここに学校規模の見直し、統廃合の大きな必要性があるわけでございます。

ご存じのように、玖珠町の児童生徒数、ピーク時、これは昭和36、7年でございましたけれども、36年には児童生徒数6,802名でございました。現在は1,401名。中学校だけに限って言いますと、当時2,597名、現在が549名、ほぼ5分の1に減少しております。さらに住民基本台帳によりますと、平成30年には全町で389名という数字が出ておるわけでございます。これまでも児童生徒数が激減をする中で、学校数は当時も中学校7校であった。このように児童数が減っても、生徒数が減っても、同じ7校でいいのか、ごく素朴な疑問とともに、教育委員会の会議ではもちろん、議会でも幾度となく改善に向けての指摘がされてきたところでございました。

大分県下では、平成の市町村合併までにほとんどの市町村が再編を終わりました。ご存じのように九重町は昨年、平成25年に4中学校を1校にとの方針が決定をされました。また、これは高校でございますけれども、玖珠郡2高校、平成27年に1校になることも決定をしております、少子化に対応

するための学校再編は、いよいよ避けて通れない状況であるというふうに認識をしております。先の4地区の自治委員会でもご説明を申し上げましたが、玖珠町も児童生徒数の推移を見ると、早急に具体的な取り組みをしなければならない。教育委員会はそのように認識をしております。

玖珠町の中学校再編問題、平成9年の教育審議会の答申を受けて以来、7校を2校ないし1校の方針で取り組んでまいりました。しかし、平成12年本議会においても、統合反対連絡協議会から提出をされました統合反対の請願書が常任委員会では不採択、しかし、本会議では採択されるなど、紆余曲折がございまして、町、そして町教育委員会は、平成13年に凍結の決定をしたことは、先ほど議員さんご指摘のとおりでございます。そして今日に至っております。しかし、凍結から10年経過する中で、いよいよ児童生徒数は減少し、現在、山浦中学校においては生徒数が6名、日出生中学校においては8名、古後中学校16名、さらに平成30年には、山浦中学校2名、日出生中学校6名、古後中学校5名という住民基本台帳の数字が出ており、指導上あるいは教員の配置上、いろいろな深刻な問題が度合いを増しておるところでございます。

このような状況を踏まえまして、教育委員会は、5月に臨時会を開催いたしました。そして再編に向けた取り組みの再開を確認をしたところでございます。このことを踏まえ、先ほど議員さんが申し上げましたような、今回、議会冒頭の町長の諸般の報告となったものでございます。今後は、平成9年の学校教育審議会の答申を基本にしまして、過去の経過、各校区住民との話し合い、あるいはまた総合教育審議会にもお諮りをいたしまして、教育委員会の方針をもって通学の方法あるいは空き校舎の利用など、町行政挙げて協議を終え、最終的な議決機関でありますこの議会にお諮りをしたい。これが現在の教育委員会の中学校再編に対する基本的な方針でございます。

次に、中学校統合の目的でございますけれども、これは、なぜ統合が必要なのか。小規模校のデメリットを中心に教育委員会の考え方をご説明を申し上げますが、これは過去29回にわたって開催をされました学校教育審議会でお出されたご意見、それから文部省の基本的な取り組み、これらをベースにしたものでございます。

はじめに、中学生という発達段階でございますけれども、13歳から15歳、精神的にも肉体的にも成長が著しい時期と。能力、適性、興味、関心、いろいろな面で多様化と個性化が進む段階でございます。個性が形成される最も大切な時期というふうに言われております。個性は、多くの他人とのふれあいの中でこそ顕著に表れ、自覚されると言われます。固定化した少人数ではなくて、大人数の中に自分を置くことで異なる個性との競合、あるいはお互いの磨き合い、これこそが極めて大切な時期である、これが大前提でございます。

次に、学校機能と集団でございます。学校は、読み書き計算に代表されるように、国民として必要な基礎・基本最低限の知識を習得をするところであると同時に、また、社会人として必要な基本的な生活習慣、社会性や協調性を学ぶところでもございます。生徒にはそれぞれ個性があり、興味も関心が違うわけございまして、発達の段階、速度も異なるわけでありまして、ですからきめ細かな指導が必要でございますけれども、特に教科の指導においては、あまり大きな集団はなじまない。したがって

まして、現在でも習熟度別の学級編成あるいは複数の先生を配置するティーム・ティーチングなどの指導方法がとられております。教科以外の学習、これは学校の集団が大きな意味をもつと。学校全体あるいは学級、生徒会、クラブ、グループなど、多くの先輩や後輩で構成をされるどころの集団の中で、お互い自分を見つめ合い、社会のルールやマナー、優しさ強さ、あるいは人との付き合い方を学び、大人としての下地が培われるというふうに言われております。

次に、小規模校と教育活動でございます。小規模校は子ども同士の友達関係が限定をされ、社会性が育ちにくいという点でございます。子どもは集団の中で多様な友達の性格や行動、ものの見方、考え方などに触れ、切磋琢磨しながら、生き方を探り、自分らしさや個性を高めていきます。集団が小さくなると、人間関係が固定化をし、友達の選択肢も狭まるわけございまして、当然視野も狭くなり、消極的になりがちで、集団の中でのランク、序列化も進むというふうに言われております。

教科指導や部活動の面についてですが、教科の指導は、通常、学級を単位に行うには当然でございますが、特に、社会科や国語科その他の教科で多様な意見交換が不可欠になるわけですけれども、それがなかなかできない、小規模校では、指導上も大きな支障があると現場の先生も指摘しております。また、グループやチームの編成ができないために、体育科の団体競技、音楽科の合唱や合奏に支障が出る。小規模校は、体育系あるいは文科系クラブの編成ができにくいと。子どもは、へき地で見られるように、卓球のみでなくサッカーや野球がしたい、こういう子どもの多様なニーズに対応できず、これは、取りも直さず子どもの将来の選択肢を狭めることにつながるのではないかと指摘でございます。

次に、先生の立場から、どうしても先生は小規模校では過保護、過干渉になりやすいと。先生の子どもへの対応が無意識のうちに過保護、過干渉になりがちで、子どもに対する心理的な圧迫は否定できない。これは個性の伸張や、個性を伸ばすことや自立を阻害するのではないかと。これも現場の先生からのご意見でございました。

次に、問題行動についてですけれども、いじめは小規模校にはないという声がありますけれども、決してそうございませんで、小規模校にもある。友達関係が少人数に限定をされるため、仲間外しやいじめが固定化、しかも陰湿化の傾向にあると。これは表面化をしない事例が多いというふうに言われております。

次に、先生方の研修やPTA活動に対する小規模校の支障でございますが、学校運営上必要な先生方の所掌事務は、学校規模の大小に関わりなく同じものがある。そのために、小規模校はどうしても1人の先生が多くの事務を抱え込むことになり、個人の負担が大きいと。また、先生方の研修会、研究会などに参加がしにくい。必然的に、参加をすれば自習時間が多くなるなど、学校経営のマイナスが大きくなってまいります。PTA活動につきましても会費の負担、役員体制、組織づくりに支障があり、固定化や停滞が指摘をされております。

それから、次に法令との関係でございます。公の教育は国民の血税で賄われております。法律を無視することはできないわけでございます。学校教育法には、中学校の適正規模を12学級から18学級

を標準とすると規定をしております。また、学級編成標準法3条には、小・中学校ともに1学級は40人とすると規定をしております。このことから中学校の適正規模は1学級40人で1校12学級から18学級、生徒数でいえば480名から720名を標準とすることとなっております。

次に、いわゆる無免許運転といわれます先生方の免許外授業のことについてでございますけれども、国庫負担を伴う教員定数あるいは学校の建築面積、これはすべて生徒数からくる学級数を基礎として計算をされます。何度も引き合いに出しますけれども、本年度の山浦中学校は、生徒数が6名で2学級、法律に基づく配当教員は5名、教頭が普段は教壇に立ちませんが、1教科を担当するとしても、5教科は臨時免許による免許外教員が担当することというふうになります。文部省の見解ですけれども、これは先生方の職場研修との係わりがあるわけですが、文部省の見解、1校に1教科、1教師は問題がある。複数の教師が専門的にお互いの授業をチェックしあい、研鑽を積むことが大切である。お互いの授業が磨かれていくし、人事異動による指導方法の断絶や空白も防ぐことができる。学校教育法が12学級以上を適正規模としているのは、そのためであるというふうに文部省は言っております。

以上、いくつか代表的な小規模校のデメリットを申し上げましたけれども、これから取り組む学校再編ですが、我々としては知・徳・体、義務教育が目指す知・徳・体、バランスのとれた生きる力を育むにふさわしい学校、教育施設、子どもが登校をしたくなるような学校を目指さなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 今、教育長から統廃合についての少人数におけるメリット、デメリットの答弁がございました。先ほど教育長が言われたように、平成30年に山浦が2人、日出生中学校が6名、古後中学校が5名というですね、非常にこれから少子化が進んでいくと、そういう中でのこういった統廃合でございます、の問題の再開でございますけれども、今まで、私たち、私も平成15年に議員になりまして、統廃合問題については議員からですね、質問もございました。その中で、小林前町長の時代の町長答弁では、学校統合が教育委員会の専管事項という言葉が使われてきたような気がいたしますけれども、学校再編となると教育委員会だけで決定できる専管事項ではなく、本議会初日の町長の諸般の報告にあったように、全庁的、町じゃなくして役場の全体という意味と申しますが、取り組みを行うと明言されましたが、今後、教育委員会と町長部局の係わり方といいますね、どういうふうに進められていくのか。先ほど言ったように、これはいろんな統廃合の問題は、教育委員会の専管事項であると、前の小林町長がですね、そういうふうな形で答弁をされていたような気がいたします。そこら辺いかがでしょうか。

○議長（藤本勝美君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） お答えします。

我々行政、特に教育委員会、教育行政に関しますと、教育が向上するように課題を見つけてその課

題を解決をすると。いわゆる条件整備が教育行政の主な仕事というふうに認識をしております。教育委員会の場合、条件整備につきましては、我々は2つあるというふうに考えております。1つは、例えば学校教育でいいますと、いわゆる教室での指導方法、指導内容に関する条件整備でございます。この指導内容、指導方法については、教育委員会の専管事項であろうというふうに我々は取り組んでおります。もう1つのそれ以外のハードな部分、これは外的な条件整備になるわけですがけれども、例えば学校の建築、あるいは先生方の配置、まして学校統廃合となりますと外的整備の一番大きなものでございまして、それはこれから具体的に煮詰めをしていきますけれども、学校は一つにするのか二つにするのか、新校舎を建てるのか旧校舎を利用するのか、あるいは新築としたらその1校は、2校はどこに建てるのか、そういう問題。あるいはまた、空き校舎が当然出るわけで、空き校舎について後々の利用方法、そしてまた通学手段、これらはおそらく町全体にかかる町づくり、根幹に関するものであろうというふうに考えます。となると、教育委員会限りで処理できる専管事項ではないと。おそらく内的事項については、ソフトの部分については教育委員会で処理ができるだろうけれども、外的な部分には町全体の中で処理をしていかなければならない、そういうふうに考えております。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） それでですね、次の質問に移りたいと思います。

通学について、跡地の利用について伺いたいと思います。この凍結されて10年前、この統合問題の凍結で、各校区の同意が得られなかった。その1つの理由というのが、跡地の利用などの地域の振興策が十分ではなかった、これが上げられますけれども、教育委員会として学校統合と地域活性化の関係についてどのように捉えて考えられておるのか、ちょっと一言でもお願いしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） そうですね、跡地利用は重要な問題であります。我々は教育行政を担当するものとして、これはおそらく地域振興があるから子どもの教育は無視していいというものでもないというふうに考えております。我々どちらかというと、子どもがあって、家庭があって、地域があって、町全体があると。もちろんそれぞれの地域が素晴らしいまちづくりで、雇用の場ができて生産基盤が発展をして発展する中で学校教育が一番できればいいと思いますけれども、我々教育委員会の立場からすれば、まず子どもの教育、次代を担う子どもの環境整備をしたいと。繰り返しますが、子どもがあって、家庭があって、地域があって、町がある、そういうふうなスタンスで教育の向上に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） この中学校統廃合につきましては、非常に地域に学校が無くなるという、地域の皆さんのですね、住民の感情ちゅうのは非常にデリケートなものがあろうかと思っております。先ほど説明があったように、生徒数の激減ですね、そしてまた時代も、10年前と大きく変わったように私は見受けられます。以前、私この議会の中でも言ったことがありますけれども、3～4年前、議員研修で鳥取県の日南町、これは玖珠よりかはるかに、380平方キロメートルの大きい面積を示す日南町であ

ります。当時、小学校統廃合に向けて進行していた、その説明があったわけですが、先ほど教育長言われたように、同じようなことを言われてました。子どもがあって、そして家庭があって地域があって、町があるというですね、ということであります。地域のために子どもが犠牲になってはならないし、当時を振り返りますと、地域のためにですね、子どもが犠牲になってはならないと、そういうことを力強く教育長もおっしゃられておることが、耳に大変鮮明に残っているわけでございます。ということで、今後ですね、この統廃合問題に関しては、私たちもちろん執行部も真摯に立ち向かって、玖珠町民の理解のもとに、また教育委員会の方針が今後どのように決定するか、されるか、その方向に沿ってやっぱり具体的に実行されなければならない、私はそういうふうに考えております。

それでは、長くなりましたけども、次にまいりたいと思います。

玖珠町健康保険についてお尋ねします。

国民健康保険の加入者は、農林業や商業などの自営業者、会社を退職された国保への移行をされた人たちや、また高齢者、日本経済の低迷による失業者、非正規労働者など不安定就労者、これらの所得の少ない被保険者等が加入されております。この加入比率は年々高くなっており、2008年度の全国市町村国保税の較差が最大3.6倍という調査結果が出ております。国民皆保険制度としての根幹をなす国保も、少子高齢化に伴って地方自治体での格差が生じていることは、個人負担や国の医療保険制度として公平性の観点から問題があり、各自治体で運用することに限界があると考えられます。

国民健康保険料については、各自治体が独自に決めてよいことになっており、各自治体の財政力などによって保険料が左右され、ときによっては住民にその負担をお願いすることになります。保険給付費医療費、すなわち医療費を抑えるために、玖珠町においては生活習慣病の予防のための健康教室と、様々な事業を行っております。本町が、来年で、平成23年度4月1日に向けて国保税の改定が進められているようですが、保険料の改定が町民の家計を圧迫し、更に滞納数が増え続ける懸念を持っております。そのような観点から質問を行います。

国保会計の財政状況及び医療の状況、世帯数加入者そして現在の基金状況について伺いたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 横山住民課長。

○住民課長（横山弘康君） 秦議員さんのご質問にお答えいたします。

秦議員さんが縷々質問の中で説明いただきましたように、国保財政は高齢化や医療技術の進歩、それから長期治療を要する生活習慣病の予防増加など、医療に係る費用は増加しております。他方、そのための財源は加入者からの国保税、国庫負担金、調整交付金、国の調整交付金、県の調整交付金などにより賄われていますが、地域経済の不振や雇用形態の変化もあり、無職者や失業者、社会保険を持たない不安定就労者など所得の低い層の加入比率が年々増大しております。

このような状況の中、県単位の共同事業等市町村の国保財政安定化が図られていますが、恒久的な位置付けはなく、脆弱な財政基盤という国保の抱える構造的な問題は何ひとつ解決されておられません。その財源不足を一般会計からの法定外の繰り入れや国保基金からの繰り入れで不足分を補っている状

況が多く見られます。平成20年度決算で見ますと、県下でも5団体が次年度予算からの繰上充用を行っている状況であります。玖珠町においても6,200万円余りを国保基金の取り壊しで不足分を埋め合わせている状況であります。なお、玖珠町の平成21年度決算見込みは、昨年末に懸念されました新型インフルエンザの影響も少なく、医療費が全体的に抑えられたことから、平均医療費用額は県下で姫島村に次いで2番目に低く、国保基金からの繰り入れは200万円程度になる見込みであります。

玖珠町の国保加入世帯数でございますが、本年4月末現在2,984世帯、加入者は5,654人であり、町全体から見ますと加入世帯が約43.6%、加入者数は31.8%となっております。昨年同期と比較しますと、世帯数、加入者数ともに若干の減少となっております。

国保基金残高は平成20年度末で1億7,307万4,272円であり、5年前と比較しますと半分以下に減少している状況であります。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） この基金の保有額ということでございますけども、これは、平成21年度は年度末の基金の残高が1億円であるということでありまして、そして本年度は当然基金を取り壊すと、そうしますとその残高がほとんど無くなるということですのでよろしいのでしょうか。そういうふうに説明を受けてます。

○議長（藤本勝美君） 横山住民課長。

○住民課長（横山弘康君） 昨年末、予算では当初計上していた金額よりも、皆さんの住民の方のご努力とかありまして、医療費が県下で2番目に低いという状況になっております。といいますと、支出の方が減ったということになりますので、本来基金からの取り壊しを予定しておりました金額が200万円で済むということでありまして。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） それでですね、次の質問に入りますけども、滞納状況についてでございます。

平成20年度の決算ではその滞納、収入未済額1億6,831万ということで大変多くの、金額は非常に高額なわけですけども、これは決算のときにも皆さん方が一生懸命この徴収のために尽力をしてくださっているということは伺っておりますけども、問題なのはですね、今後、その保険税が来年度に向けて改定をされる、いずれにしても保険税が高くなるということですのでよろしいのでしょうか。高くせざるを得ないということ。

それともう1つは、保険税の、玖珠町は町村においては所得割、資産割、均等割、平等割というのがありますね、そういう中で、所得税の方も平成9年からずっと改定をして、所得割を増やして資産割は減ってきているような感じでありまして、当然高齢者で1人、2人の農業、また資産がある方、現金がない、それに収入がないということですので、非常に深刻な問題もいろいろありますけども、今後、この税率というのはどういうふうにかえられておるんですか。例えば所得の少ない人に対してですね、これはもう最小限に抑えようと思えるのか、それともある程度の所得のある方はです

ね、その人には少し高くお願いをするというそういう感じになるわけですか。

○議長（藤本勝美君） 横山住民課長。

○住民課長（横山弘康君） 今、保険税につきましては、23年度の改定というよりも、現在の状況をもう一度洗い出しをしながら、23年度の改定をどういうふうにするかということにつきましては、国保運営協議会がありますので、その中で審議をしていただくという形になろうかと思えます。ただし、県下の状況を見ますと、資産割がなくなったり、資産割で課税をしているところがもう少なくなっていますし、玖珠町においても資産割の率を下げているというような状況がありますから、この流れなんかも含めながら、国保の運営協議会の方にお諮りをしたいというふうに思っております。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 社会の第一線を退いた高齢者の方、そういう方々たちの年金暮らしの方、ほんとにまだなんですかね、無年金の方とか、いろんな形がおられると思うんですね。ですから、いずれにしても低所得の方に対してですね、できるだけ増額されないような方法、処置をぜひともとっていただきたいなと思います。そしてまた、保険税の滞納者に対しては、短期被保険証とか被保険者資格証、証明書の交付があります。要するに限定的に要するに証書といいますか、これは保険税が未納なためにこういう措置が今、国の方でとられているわけでございますけれども、玖珠町は短期被保険者証又は被保険者資格者証の交付というのはどうですか、やっぱり多くなっているのでしょうか。

○議長（藤本勝美君） 横山住民課長。

○住民課長（横山弘康君） 今、小中学生の児童生徒につきましては、議員さんがお話しされましたように、滞納世帯の中であって、資格世帯でありましても、短期被保険者証を交付しております。更に、本年4月からは法改正がありまして、この措置が高校生にまで拡大されることとなっていて、現在準備を進めているところでありますが、滞納者に対する資格者証、それから短期被保険者証は、若干ではありますが減少している状況にあります。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 次に、時間の関係で次にまいりたいと思いますけど、もう1つお聞きしたいんですけども、保険税ですね、納税組合、各地域で集める方法もあるし、各人が納付書によって支払っておりますけども、いろんな自治体によっては、保険税のコンビニの支払いというかですね、玖珠は今これをまだ行ってないですね。それで、これは、もうコンビニは24時間、まあこれコンビニで支払いをすることができるんですね。そうしますと、今非常に共働きとか、土曜日、日曜日働いている方にとっては、こういうコンビニ支払いの方向をすることがですね、私は、また保険税の支払いにとって町民の皆さんも支払いやすくなるんじゃないかと。これは、国保法が2003年に改正されて、コンビニ支払いもいいことになっておりますし、各自治体ではコンビニ支払いをやっていることかなり多いんじゃないかと思っておりますけども、今後そういうことも検討していただきたいなと申し付けておきたいと思えます。これは回答は要りません。

ハ) の給付費の増加や所得の少ない被保険者の加入率が高まる傾向にある中で今後、保険料はどう

なるか。これは併せて先ほど答弁をいただきましたので、いずれにしても来年の4月1日改定された新保険料になるということで、これでよろしいのでしょうか。それだけ確認しておきます。

○議長（藤本勝美君） 横山住民課長。

○住民課長（横山弘康君） 国保の制度そのものの改定をお話をされた方がもっと状況的に分かるのではないかなと思いますけど、国の方では今、平成25年度、後期高齢者も含めて、老人保健、後期高齢者保険等ありますが、そういうものも含めて、県域国保への移行に向けた整備を進めている状況であります。ですから、もし県域国保が実現するということになると、3年間、今から、今年度含めましても、3年間ですね、この間の町の運営をどうするのかということが基本になってきます。ですから、県域国保になりましたときには、県が運営すると、市町村全体で運営するということとなりますので、この3年間で当面どうするのかという形で対応していくという形になろうかと思えます。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 今、国民健康保険県単位ということで、今、民主党政権のもとでいろいろ検討、協議がなされていることは聞いておりますけども、具体的にほんとなるのかですね、ちょっと私には分かりませんが、時間も超過しますんで、ここら辺で終わりたいと思います。

それですね、次の米海兵隊の普天間飛行場の返還、移設問題に関する共同声明であります。その共同声明分の中身を見ますと、沖縄の軽減策として海兵隊など米軍の一部の訓練移転先に、鹿児島県徳之島が上げられ、沖縄県外の自衛隊基地の活用が盛り込まれております。そういう中で、新聞にも載ってましたけども、その移転先に日出生台演習場とそういうことが掲載されていたわけでございます。本年の3月に開かれました普天間飛行場の移設について、政府与党の沖縄基地問題検討委員会で提示された移設案の中に、本町の陸上自衛隊日出生台演習場の名前が上がっており、玖珠町議会として訓練移転に反対する決議を行ったところでもあります。また6月5日には、大分県玖珠町、九重町、由布市の各首長による米海兵隊による同演習場での実弾射撃訓練について、縮小・廃止を求め新たな訓練移転に応じないとの確認がなされました。あらためてですね、この本議会におきまして、日米合同声明に対する町長の所信を伺いたい。固い決意を伺いたいということでございます。よろしく願いします。

○議長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えいたします。

沖縄に日本の基地の大部分が存在して、沖縄県民の負担とか痛み等は十分認識してる状況でございます。その中において、もう以前、日出生台を含め矢臼別とか日本の実際の演習場におきまして、沖縄の痛みを軽減する、負担を一部を担うということで、日出生台演習場でも実際海兵隊の演習が行われています。その中、今年も1月20日から2月の20日まで約1ヶ月間、そのうち10日間、実弾演習が行われた。その事実の中に、SACO予算ということがありまして1億8,000万円のお金が町にきてることも事実でございます。そういう事実もありますけど、現在の考え方とすれば、先ほどの3月の議会でも、玖珠町議会といたしましてこれ以上の負担を受け入れないということを決められて

おりますから、そのことを基本的には尊重していきたいとそういうふうには思っています。

そして、今、県の四者協とございまして、大分県と玖珠町と由布市と九重町の四者協、それと大分県の中、大分県基地協というのがございまして、これは6市3町、大分市、別府市、宇佐市、佐伯市、杵築市、由布市、あと玖珠と九重と日出なんです。ここが基地協とありますから、そことあと日出生台の期成会、これは由布市と宇佐市と玖珠町と九重町この4つの自治体でも、基本的にはこれ以上の負担を受け入れられないということで決まっております、私自身もこの3月の玖珠町議会で決められたことを尊重していきたいと。

また、詳しいことにつきましては、過去の日程につきまして地域力創造課の方にお答えさせていただきますけど、それでございましてでしょうか。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） ただ今の質問の件につきまして、町長からの答弁と少し重複する部分もあるかというふうに思いますが、お答えをさせていただきます。

普天間飛行場の移設問題につきましては、連日のようにマスコミ報道されておまして、この問題をどう解決するかが大きな政治課題となっているところでございます。去る5月27日には、移設問題に絡みまして全国知事会議が開催され、訓練の一部を各都道府県に分散して受け入れるように、全国の知事に協力要請が行われてきたところでございます。また、その翌日の5月28日には、議員のご発言のように日米共同声明が出されまして、訓練移転として日本米両政府は、「二国間の単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充することを決意し、日本本土の自衛隊施設区域も活用され得る」と明記されているところでございます。

現在までのこの問題に対する取り組みにつきましては、4月2日に日出生台演習場問題協議会、先ほど町長からご発言がございました四者協という部分でございまして、ここで米軍普天間飛行場訓練移転についての要請書を防衛大臣、九州防衛局長、民主党大分県本部、社会民主党大分県連合に提出をしまして、日出生台演習場を訓練移転の対象としないよう強く要請してきたところでございます。

また、4月14日には由布市長、九重町長、玖珠町長の3市町で九州防衛局の方に申し入れを行っております。

それから5月25日には、大分県基地周辺対策協会、先ほどの町長の発言の6市3町ですが、並びに日出生台演習場周辺施設整備期成会の中でも、訓練移転先として日出生台演習場を対象としないことを強く要請してきたところでございます。

去る6月5日には、議員ご発言のように、日出生台演習場問題協議会でこの問題での意思統一を図る目的で、県副知事、由布市長、九重町長、玖珠町長が、県庁において協議を行ってきたところであります。日出生台演習場においては、すでに、沖縄の負担軽減のために、平成11年度より在沖縄米海兵隊による日出生台演習場における実弾射撃訓練を苦渋の選択をして受け入れており、これについても整理・縮小を強く要請しているところであり、これ以上のいかなる訓練も受け入れ難いという考え方で意思統一をしているところでございます。

今後、政府は日米合意の着実な実施や沖縄の負担軽減に向け、現在沖縄県内で行われている実弾射撃訓練など海兵隊の訓練の県外移設などの懸念もございます。予断を許さない状況が続きますが、情報収集を行いながら、町議会、四者協等々と歩調を合わせて行動をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） それで、私個人もですね、これは沖縄県民の皆さんの痛みを考えると、より複雑な思いがいたします。大変ですね。しかしながら、1年に1回20日間、現在米海兵隊の訓練を行っておりますけど、これ以上のこの射撃訓練は私としても断固反対したい、そのように私は申し上げさせていただきます。

それと、次に、時間がなくなりましたけども、水道行政についてでございます。

いろいろお聞きすることはございますけども、昨年6月に立ち上げましたこの検討委員会ですね、玖珠町水道事業統合計画策定検討委員会が設置された。当時の後藤町長、前町長は、設置から2年で基本構想を策定すると言われてましたけど、それでよろしいんでしょうか。そうなりますと、もう1年経ちました。そしてもう1つですね、併せて時間がありませんのでお願いしたんですけども、答弁をお願いをしていただきたいんですけども、1つは、給水区域の拡張と、あと問題なのは、水道の管網があるんですね、本管が、各地区で水道給水区域でありながら管網がきちっと整えられてない。それに対して、各家庭までに来る水道管がないわけですね。それを引くとなれば自己負担が大きいわけですね。これに対して、なんかないように、それが自己負担があまりかからんような方法をとっていかないと、20年度決算では、12世帯上水道に加入されて、増えたのが4人だけということが報告されてますけど、これは間違っていたら訂正していただきたいんですけど、実際的にはですねなんか減っている、給水人口が減ってきてるんじゃないかとそういう感があります。それは、1つは、せっかく水道給水区域でありながら、水道を自分の家の前まで引くにはお金がかかる、これが大きなネックになっていると思います。これを何とか解決をしていただきたいなと思います。それに対して答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 村口水道課長。

○水道課長（村口和好君） 簡単にお答えします。

統合計画につきましては、議員さんの質問にありますように、どういう検討がということでありますので、一応、22年度、本年度ですが、厚生大臣の方に、計画策定が終わりまして計画書を提出しております。統合計画の方につきましては。

それから、区域の拡張についてですが、ちょっと私の方勘違いをしまして、今給水区域がありまして、それ以外のところについてのご質問かと思ってましたんで、その回答を用意しておりました。給水区域内のまず未普及区域、管網が整備されてないところについては、一応上水道は使用者の水道料金をもって経営をしておるといことが一番基本にありますので、それから管を延ばすことにつき

ましては使用者、今度受給される方の応分の負担が当然必要になってくるかと思っております。ただ、そこに加入率の問題、集落の中で加入率が高ければ1戸当たりの負担が若干下がってくるのではないかとこのように感じております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） ぜひともですね、もちろん拡張計画、それはもう計画が出てるということでよろしいのでしょうか。

それとですね、時間がないので、それともう1つは、先ほど言ったように、給水区域の各個人に、家庭に要するに水道を引けない、お金がかかる、年金暮らしでそこまで手が回らない。ここをやれば解決をする必要があるのではないかと。先ほど言ったように、独立採算と言いましたけども、確かに特別会計独立採算でございますけども、そこら辺を何とかそういうふうになるようにですね、負担が少なくなるような方法でしないと、いつまで経ってもこれ給水人口、世帯も多くならないと思うんです。そこら辺を今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤本勝美君） 村口水道課長。

○水道課長（村口和好君） 平成22年度本年度ですが、基本計画それから地域水道ビジョンを策定を、今現在実施しております。その中に、今議員さん言われたようなことも組み込んで、今後検討していきたいと思ひます。

○12番（秦 時雄君） 以上をもって一般質問を終わります。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君の質問を終わります。

次の質問者は8番 宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） 皆さんこんにちは。議席番号8番 宿利俊行です。しばらくお付き合いをお願いいたします。

平成22年第3回定例会において一般質問の機会をいただき、誠に光栄に思ひます。

さて、去る4月20日、宮崎において家畜伝染病口蹄疫が発生しました。当時は、よそ事のように思ひていましたが、まさかこれほど拡大するとは思ひていませんでした。幸い大分県への感染は今のところ見られませんが、自然の猛威とでも申しますか怖さを感じております。防疫にはこれからが正念場とも言われています。気を引き締めて対応していただきたいと思ひております。この後、2、3人の方々から口蹄疫について質問がされますが、いずれにいたしましても、早期に終息をすることを心からお祈りいたします。

それでは、通告に従ひ、議長のお許しをいただき、一問一答で行いますのでよろしくお願ひいたします。

質問の第1は、モラロジー九州センター（通称モラロジー）跡地について、正式には財団法人モラロジー研究所九州生涯学習センターでございます。このことについては、平成16年12月第4回定例会において一般質問をしています。それからすでに7年が経過しました。今回、再度質問をし、その後どのように対応されたかお聞きしますものです。そのため、6月8日午後、担当課長さんの案内で

相の迫の現地に出向きました。専用道路から入りましたが、舗装道路はひび割れができ、雑草がいたるところに生えている状態で、約1キロほど登るとセンターの建屋があります。建屋の内外をおよそ30分程度見て回りましたが、建屋の周辺や通用道の沿線は、町の職員が毎年夏に下刈りをしているとのことでしたが、事務所や宿泊棟及び住宅はところどころ雨漏りの跡も見受けられ、ほとんどが使用不能と言っても過言ではございません。寄附をしていただいた財団法人モラロジーの責任者がいたらどのように思うか。玖珠町行政の怠慢としか言い様がない。往時の面影がなく悲惨な状態です。当時の責任者は誰か、モラロジーから寄附という形でいただいているが、議会などの手続きは見られません。法的に措置をしたとか言われていますが、その辺はどのようになっているか。モラロジーから町に寄附され、町の貴重な財産のはずがこのような形で、極めて遺憾なことで、まず町民にどう説明し、また寄附をされたモラロジーの方にどのようにお詫びをする考えか。このままでは、まさに負の財産になりかねない。なぜならば、今、仮にこの建屋他の物を取り壊す、いわゆる新地にするには2億から3億円がかかるとも言われています。つまり、遺産としての価値がなくなり、その上さらに町民の税金をつぎ込むという二重、三重の無駄を町民に押し付けるものです。どのように考えているか。歳月が経ったから仕方がないでは済まされない。

話が少し変わりますが、ホッケー場や総合運動公園も、このままでは負の要素を抱えていると言っても過言ではありません。朝倉町長は、平成22年度の施政方針で「選択と集中」ということで、無駄があるものや事業効果のないものは縮小すると言明している。しがらみを排し公約を守ってください。国は今、事業仕分けで無駄遣いの根絶と行政の見直しに取り組んでいます。本町の財政も決して楽なものではありません。まして無駄遣いが許される状況ではありません。国に見習い、真の行財政改革に取り組んでもらいたいことを付け加え、次の5点、イからホにつきましてお聞きします。答弁の内容によっては再質問をいたします。

○議長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） お答えをいたします。

この件につきましては、平成19年5回定例会で、宿利議員さんから町の公有物件の有効利用についてのご質問の中で、モラロジー跡地についてもご質問をいただいたところであります。5点の内容でまず1点目でございます。モラロジー財団から譲渡を受けてから今日までの維持管理費の年度毎の町が打ち込んだ経費はいくらかとのご質問でございます。

モラロジー九州生涯学習センターは、昭和51年に開設され平成11年3月に閉館となりました。33年間施設の利用がされたわけでありまして。平成11年3月2日に正式な寄附の申し出を受けて、4月以降玖珠町による維持管理費が開始されました。平成11年度から21年度まで11年間の維持管理経費の総額は5,090万8,355円であります。当初は施設管理、山林管理合わせて年間1,000万円を超える経費がかかっておりましたけれども、以後、建物関係の管理委託経費などの削減等を行いまして、現在山林管理のみに移行した結果、平成21年度では124万8,558円の決算となったところであります。5点続けてよろしいですか。

○議 長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君） 今ですね、財政課長の方から詳しく数字の説明をいただきました。この平成11年から町の方に引き受けて、そして約5,000万程度つぎ込んでおると。したがって、次の口でお聞きしますけどですね、いずれにしましても、この5,000万というのは町の一般財源から負担をしたんじゃないかなんかというふうに思ってるわけですね。これまで平成16年に私が当時の担当課長に聞いたときに、これはもう7年経っていますからですね、いろいろ説明をしてくれておるんですが、やはりこれだけの金額を打ち込んできたにしては、あまりにもこの施設に対する考えが、利用の考えが甘かったんじゃないかなんかというふうに思っております。

次の口で、いくら、ここはご案内のように山林といいますかね、スギやヒノキ、あるいはクヌギ等があって、それらを売却した収入があったと思っておりますが、ちょっとそれをお聞きしましてから次の質問に入りたいと思います。

○議 長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） 2点目の、譲渡から今日までの跡地利用から得た収入についてであります。

先ほど議員さんも言われたとおり、管理については一般財源がやはり基本になっておるところであります。平成11年から17年までで総額1,381万9,341円の収入がございました。内訳といたしましては、施設の貸付使用料が4万2,840円、クヌギ原木の売却代が297万1,501円、台風災害復旧等による山林整備補助金が1,080万5,000円であります。内訳的には以上です。

○議 長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君） そうしますと、やはり収入から見た支出ということになると、約4,000万程度、まったくどう申しますか、町民の貴重な税金を打ち込んでおると。そして施設そのものは、今日ですね、使い物にならないような状況にもなっておるとのことなんでございますが、普通ですね、これは公共だからこういう形でいかれると思うんですが、もしこれが民間であればどういうふうになるのか。その辺は町長が民間出でございまして、民間としての考え方に立てばどんなお考えになるか、ちょっとその辺を町長にお聞きしてみたいと思っております。

○議 長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 民間の考えなんですけど、まず費用対効果を考えれば、まず寄附していただける段階で、これがどういう有効利用かというのを考えると思います。その段階において、民間だったらたぶん効果のないものは投資しないということになるんじゃないかと思えます。民間的な考え方でしたら。

○議 長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君） 確かに、私もそういうふうに思うわけですね。ほんとにこれだけ今日多額の税金をつぎ込んでおるとのことなので、そして、しかもそれが将来にわたってまた使用ができるのかというようなことであればいいわけなんですけど、残念ながら、町長も翌日現地を見られたというふうにお聞きしておりますが、現地を見た感じとしては、どういうふうなお感じであったかですね、ちょっとそ

こ辺もお聞きしておきたいと思っております。

○議長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 先ほど申し上げました、民間では費用対効果には投資しないということをお願いしましたが、もう現事実として玖珠町の財産として保有していると、この事実はまだ避けて通ることができません。この段階において、私も現地を視察させていただきましたけど、ここの有効利用というのは非常に難しいと思います。でも、有効利用が難しいと思ってそのまま放置することじゃなくて、やはり議員の皆様方とか住民の皆様方のご意見をいただきながら、有効利用する方法をやはり皆の知恵、町民の知恵を集めて考えていきたいとそういうふうに考えております。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） 町長からですね、これから先について有効利用を考えていきたいということでございますが、そもそもですね、ここは旧地主とでも申しますか、旧慣使用林野であったというふうに聞いております。面積的には約60ヘクタールとかいうような広大な面積なんですね。そこには、どう申しますか、昔から周辺の地域の方々の方が放牧、あるいは牧草の干草取りそういったことをしながら、そして戦後は、スギとかヒノキとかあるいはクヌギなどを植えて、植栽をして、いわゆる入会林野的な要素で利用されておったというふうに私は聞いております。したがって、当初のそういった地域、部落とでも申しますか、関係者から、モラロジーの開設によって、そういった方々のそういうふうな旧来の使用を止めさせて、そしてモラロジーを誘致したわけなんですけどね、けど、今日モラロジーが開鎖したときに、そういった地域の方々に、目的が変わりましたから返還をするとか、返還要求があれば返すとか、そういうふうな考え方にはならないのか。もし返還の要求があれば、話になるのかならないのか、その辺もちょっとお聞きしておきたいと思っております。

○議長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） お答えします。

3点目の当初の利用目的からすれば、利用状況が変更の形になったが旧地主や入会権者に返還する考えはないかであります。確かに、当初の原野利用であるとか自治体が私たちも現地を実際当時の状況が分かりませんが、現在は山林でほとんど管理をしている状況であります。現地の所有の推移を少し述べてみたいと思っておりますが、当初、相の迫ほか5組、小野組、鬼丸組、鳴川組等の共有地で保有をされていたようであります。大正2年に森町に所有が移ります。さらに昭和36年に玖珠町に所有権が移ります。その後、モラロジーの誘致によって、昭和47年、財団法人道徳科学研究所、そして48年に財団法人モラロジー研究所と学校法人廣池学園（持ち分2分の1）への所有に代わり、閉鎖後譲渡を受けまして、正式に再度玖珠町の名義になったのが平成12年11月16日であります。

もうご案内のとおり、モラロジーの跡地につきましては、先ほど議員さんも申されました63ヘクタールという広大な面積でありまして、本館の建物、それから公衆用道路、宅地、山林で現在保有してその管理を行っております。ご質問の地元からの要望等はないかということですが、現在まで地元からの取得要望についてはございません。これまでの経過から、町として管理することを基本として今

後も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） そういった地元からのまだ今のところ要求とか要望はないということですが、平成16年に私が質問したときは、担当者がこういうふうに言われておるんですね。適当なと申しますか、売買をされないこともない。しかし、売買をするときには、当時寄附者からは、仮に売るにしても貸すにしても、利用状況は教育目的で利用してほしいとかそういった条件が付いておるやに聞いておるわけなんですね。そうなりますと、仮に地元の方からそういう要望があっても、そこ辺に抵触するのか、いや、それはあくまでもそのときのモラロジーさんと玖珠町の受け入れ条件は別に拘束されるもんじゃないということがあるのかどうか。

○議長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） お答えします。

モラロジーの利用については、財団法人モラロジー研究所、それから廣池学園から無償で譲り受けたものでありますが、その折に教育施設としての活用を町に希望されたことは、もうご案内のとおりであります。ですが、その後の経過の中で、具体的にそのことで努力した結果が今ここにありますが、今後、財団等の意向もまた確認しながら、今後のまた対応につなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） モラロジーの方から寄附をしていただくときにはそういった条件的なものがあったやに思っておりますけどですね、今日、時間が経ちまして、そういった問題は、また紳士的にはですね、モラロジーさんにそういったことをまたお伺いしながら、町としての活用方法も考えていかなければならないわけですが、これまで、企業とかあるいは個人とかが払い下げをしてほしいとか売買をしてほしいとか、そういったことが何件か、これは平成16年の中では担当の者がそういうふうに言っておりますが、その後、平成16年から今日まで、企業側やら個人あたりからそういう話があったのはどのくらいあったのか。それともこちらの方からそういうふうなところにアプローチをしたことがあったかどうか。

○議長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） お答えします。

私が企画財政課長、20年の11月以降の対応で見ますと、年間に5、6件以上の問い合わせに対しまして、現地にご案内し施設を見ていただいた上で、利用計画等をお聞きしたところであります。それ以前の記録については、ちょっと持ち合わせと申しますか確認がとれませんけれども、この1、2年の経験的には、年間5、6件の問い合わせはございます。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君） それではですね、一応そういったことでなかなか、これは相手のある話ですからそう簡単にはいかなかったでしょうし、いかなかったから、月日が経って、今日、非常に厳しい状態になってですね、これから再利用するには莫大な資金が私にかかるような気もいたしております。いずれにしても、町民の財産でございますから、ほんとにまあ、先ほど町長が言ったように、受け入れ時点なんですよ、やはり受け入れるときは誰でも一緒ですね。おそらくモラロジーから無償でこれだけの資産を町に提供していただいたんですからね、やはりそこ辺の、どう申しますか、無償で貰ったときの考え方が今日まで伝わってなくて、言うなら11年間放ったらかしといいますかね、そういう形になったのかな。放ったらかすということはちょっと言葉的にはあまり良い言葉じゃありませんけど、なんとなくそんな気がして、ほんとに残念だなという気がするわけなんですよ。

ですから、それからきますと、今後、これから先どのように有効利用されるかということについては、先ほど町長の方から、町民にいろんな形で利用のことを皆さんにお聞きして利用したいというふうに考えておるんですが、具体的にはどんな利用方法をお考えになっておるのか。

○議 長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 具体的にと、先ほどご質問のお答えの中に、モラロジーが、寄附してくれたところと交渉して、学校以外のことにも可能かどうかということなんですけど、これは、仮にホームページであの土地を売り出すといった場合、学校以外で使わなくて、仮に産廃業者とか、ご承知のとおり清水瀑園のところが水源地になってまして、ホームページに出して、買いたいと。もう産廃業者が来て、権利があるからと、そこにいろいろ施設を造られたり、そして今、水ビジネスというのが非常に大きな問題になってまして、日本は比較的水は恵まれてるんですけど、中国とか中東の方、サウジアラビアとか中東の方に行くと非常に水が不足してると。海水を淡水化するとか非常に大きな問題、今中国ですね、鉱油が下がりまして、山ごと買って山自体どうでもない、その水利権を買うというそういうことをやってるということを聞きますから、ただ単に売れるところであったらどこでも売るといのは、非常にこの町にとってリスクが大きいから、そういう点を含めながら、やはり水源地であるということを考えて、慎重に対処していかなくちゃいけないとそういうふうに考えております。

○議 長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君） 町長が今おっしゃったように、これは、水源地は後から町水道の水源地になったわけで、これはふがよかったと言えればふがよかったわけなんですよ。早く売っちゃればそういった問題が発生したかもわからないけど、これは不幸中の幸いと申しますか、今まで町が今日までこの土地をですね、若干、先ほど言いましたように5,000万6,000万の経費を打ち込んだけど、大きな意味では、あそこの内帆足の、今、町の水源は守られたとするならばそれは幸いだったかなと思います。しかし、現実問題としては、ああいうふうな建物はどんどんどんどん老朽化していつておるといことは、これはもう町の財産がやはり減っていつておるといことには間違いないわけですから、その辺は、そういうふうな水源を守るような場所になってきたといことは、これは私は非常に

幸いだっただなというふうに思っております。

それではですね、ここの利用については町民の中からもいろいろな話も出ておるようにありますけど、やはりこれは行政主導でしっかり町が今後利用計画を立てて利用し、そしてこのままの状態、それではこれから先5年も10年もこのままでいいというふうには私は思っておりません。したがって、またそれを扱えば金のかかる問題でございますけど、しかしそういってですね、じゃあこれをもうこのままの状態がいいということにはなりませんので、ぜひそこ辺は、今後十分この問題については慎重に取り扱ってもらいたいなというふうに思っております。

最後のホでございまして、仮にここを民間に売却していれば固定資産税やその他の税収がいくらになったか。これは推計でというふうに質問しておりますけど、やはりそこまで私は考えていかないですね、ただ、今後漠然と維持管理をしておることだけでは済まされないと今思っておりますね。

○議長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） もし民間に売却した場合の固定資産税の今の資産で、230万ぐらいらしいんです。ただ、これを執行部で決める問題じゃなくて、この問題、先ほど更地にするには2億から3億お金がかかるとおっしゃられてましたけど、これも一つの大きな選択肢じゃないかと思うんです。これは、住民の皆さんとか議会の皆さんも慎重に検討していただいて、これをどうあるべきかということとは、非常に今後考えなきゃ、今の状態のままで10年、20年置いておくことは正直できないと思います。それについて2億、3億のお金をかけても、更地にして、自然に水源地を残すとか、これ議会とか住民の皆さんと真剣に考えなきゃいけないというふうに考えておりますから、そのときはよろしくご検討していただければと思います。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） あえて私がそういう質問をしたのは、これまで平成16年の私が質問したときにですね、今考えてみると、言うならば、私の答弁に対する言い逃れ、あるいは言い訳だったかなと、私はそういうふうにも思って、今日7年経って再度質問をしたわけなんですよね。ですから、そうじゃなくしてです、やはりこういった質問を受けたら、少なくともやはりそういった実行に私はやっば移すべきじゃないかなというような気がするわけなんです。ですからズルズルしてこういうふうに7年間もいわゆるそのままになっておる。そして財産価値もなくなる。更に、それにまた付けて2億も3億も打ち込まなければ更地にならないし、そういうことではやっばならないということで、あえて今回質問を申し上げたわけでございます。

今、町長がおっしゃったように、これはひとつ今後ですね、執行部がどういうふうな計画を立てて、そして議会やあるいは住民にそういう問題を問うていくかということは、今後ひとつ執行部の方で十分この問題については関心を持ってしていただきたいなというふうに思っております。

それから、質問の第2でございまして、玖珠工業団地の進捗状況について。

この件については過去2回ほど質問をしてきた記憶がありますが、遅々として進まないというのが

この問題ではなかろうかなというふうに思っておりますし、この質問をしますと、必ず、これは町が主体的にやってるんじゃないくして、県内あるいは県の土地開発公社がなさっておるといような答えが返ってきますけど、やはりですね、玖珠工業団地の推進は、やはりこれはもう何ととっても、地元町がやっぱ率先して係わらないと私はなかなかこれは進まない。ですから今日まで進んでいないのかなと。しかし、これまで権利関係もかなりの部分が進んできた。しかし、進んだが、まだそれでも完全に終わっているわけじゃないし、まだ権利関係は残っているというようにも聞いております。

先日からですね、自治委員会の席では、ある自治委員さんから質問が出され、現状は大変厳しいというように担当課長が発言をしているようにありますが、厳しいというのは、企業を誘致するのが厳しいのか、又は工業団地のそういった諸手続きが厳しいのか、それは両方あると思います。ですから、その辺はひとつ今後ですね、更に私は積極的に係わっていかなければ、この工業団地そのものが非常に今後ほんとに厳しくなるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺をまずお聞きいたしたい。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 議員ご発言のように、企業誘致の面、それから団地の造成の面、いずれを取りましてもほんとに経済情勢が厳しいし、地権者との権利関係もすべてが現時点で終わっているわけではございませんので、いずれにしましても厳しい状況であるというふうに現時点では考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） そういう権利関係もまだ終わってないということなんですね。ですから今後は、権利関係の調整はどこでなさるのかですね。これまで、県の土地開発公社の玖珠駐在員ですかね、駐在しておった方が本年4月から辞められておりますですね。これは開発公社の権限だから、町としては関係ないと言えばそれまでかも分かりませんが、しかし、この工業団地そのものの推進については、やはり町が積極的に係わっていかなければならないということもあってですね、こういった職員が引き上げて、そして町の中では窓口はどこに持っているのか、そこ辺はもう少し詳しくお聞きしたいと思っております。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 議員ご発言の、地権者との権利関係と、それから4月から公社の職員が引き上げている理由、この辺について少し説明をさせていただきます。

まず最初に、地権者との権利関係はどこまで進んでいるかということでもあります。玖珠工業団地につきましても、先ほど議員ご発言のように、大分県土地開発公社、町におきまして事業の基本協定を結びまして、用地については、大分県土地開発公社が主体的に事務を担い、町がこれを支援するという形で、平成13年度に売買の契約を終了し、現在、所有権の移転登記事務を精力的に進めているところでございます。現在の登記の状況をご説明申し上げますと、分譲用地内にある共有地がございます。

ここで残っていましたが、1名の方が残っていましたが、これを平成22年の4月28日付けで所有権移転登記が完了し、企業に販売する予定地であります分譲地内の登記事務はすべて完了をいたしております。

また、道路用地内の登記の状況でございます。平成22年の5月の末時点、今年の5月の時点ですが、共有地の登記名義人37名の内に35人については、大分県土地開発公社名義に所有権移転ができております。残りの2名について、登記名義人が亡くなられておまして、相続人の関係を洗い出しますと98人という相続人であります。このうちの10名の方に同意をいただいております、残り88名ということになっております。登記名義人が亡くなってからかなりの年月が経っており、相続人の人間関係につきましても希薄になっていることから、早期にこの所有権移転登記を完了できるよう大分県土地開発公社に町としても協力しながら、登記終了に一体的に取り組んでいきたいというふうに考えてるところでございます。

それから、もう1件の玖珠の駐在員と申しますか、県土地開発公社の駐在員が4月から引き揚げている理由でございます。大分県の土地開発公社では、担当する所有権移転登記事務を行うことを目的としまして、1人の職員を玖珠に派遣と申しますか駐在させていただいております。先ほど申し上げましたように、登記の状況が残り2名となりまして、相続人についても全員が町外の在住ということでございます。事務もかなり減少しているということで、本年4月以降は、大分県土地開発公社でこの事務が対応可能という判断のもとに、県の本社の方で登記事務を行うということにいたしているところでございます。もちろん役場内の窓口としては、私どもの地域力創造課が担当することになっております。大体そのようなことでございます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） 特に、公社の駐在員が、私は今年4月から引き揚げたということについては非常に残念に思っちゃるんですね。というのはですね、平成18年ですかね、私が一般質問の中で出しておるんですが、このとき当時の町長は、すでに登記事務は完了したと。したがって、一切もうそういうふうな事務が済んだので、職員は要らないということで、1年間、いうならロスがあったと私はそう思ってるんですね。しかし、内容的にはまだ多くの権利関係が、調整が実はできてなかったということですね、そして1年間の空白を経ながら、また次の1年経って、その職員を再雇用ちゅうか、これは今度大分県の土地開発公社の職員として、臨時職員として雇用した経緯があるんですね。だからこのときに継続してやっておればね、ほぼもう今日は100%完了したんじゃないだろうかなというようにおっしゃってましたね。だから今回も先ほど課長が言ったようにね、もうほぼ件数も減ったので開発公社は引き揚げたというんですが、じゃあ今後そういった権利調整は全部開発公社が行うわけですね。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） ご質問の権利関係どこでやるのかということですが、もちろんこ

れ県の土地開発公社にやっていただくこととなります。情報は常にこちらの地域力創造課内に企業立地係ありますので、一緒に共有しながら進めていくことになろうかというふうに思います。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） それじゃですね、これ最後になりますけど、町長にお聞きしますけど、これまで、当時の小林町長は、オーダーメイド方式でここは進めるというようなことを言ってきておるんですが、そこは町長もそういうことで継承していくお考えかどうかをお聞きしたい。

○議長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） これは県に要請することと思うんですけど、オーダーメイド方式という状況だったら、まず企業は基本的には出てくることありません。今の状況下、経済は6ヶ月先も、正直言いまして明日の動きも分からない状況の中において、あの土地を、じゃあ企業が来たと思って整地をして、企業来るが分かって整地をして工場を建てると。1年か2年かかる、1年か2年半後に日本の経済どうなってるか分からないと。そういう状況において、企業はそういうビジネスリスクはとりません。絶対とらんと断定してもいいようになると思います。そういう段階において、玖珠町とすれば、オーダーメイド方式があって、少なくとも、もう工場が上はできるような状況を県及び公社の方に要請していくと。それはできなくても、第一の段階として、工業団地に行くまでの道を県で造ってもらおうという状況を申請していきたいとそういうふうに考えております。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） ありがとうございます。若干時間は残っておりますが、これをもちまして私の一般質問を終わります。ご協力ありがとうございました。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。午後1時から再開します。

午前11時52分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（藤本勝美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の質問者は、14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） 14番後藤 勲です。通告に沿って質問をさせていただきます。一問一答方式で議長お願いいたします。

玖珠町民が強く望みました平成17年度における玖珠町九重町合併問題は、九重町の凍結宣言により可能性がなくなり、国、地方とも厳しい経済状況の中、玖珠町は一種の危機感をもって平成17年度より平成21年度にかけての玖珠町集中改革プラン『行財政改革5ヵ年計画』を策定いたしました。以来、この改革5ヵ年計画の取り組みは、今日の町政、町づくりのあり方、進め方などなどにおいても大きな影響を与えてきていると認識しています。

私は、本年度3月定例議会において、この行財政改革5ヵ年計画実現の総括をお尋ねし、私自身、

経費の削減、住民協働による地域づくりの推進等認め、それなりの一定の評価をいたしました。平成17年、当時の町長は玖珠町長として2期8年の経験と実績を踏まえ、我が町の厳しい行財政の健全化を目指して、自らが責任をもって確実に改革を果たしていかなければならないと決意し、断固とした姿勢で取り組み始めたのであったと思っております。私も、病死いたしました濱田町長の後を受け、残された重要課題、事業等々がこれほど適切に実現してこれたのは、この町長であればこそと認め、その実力が発揮できるように協力することが私自身当然だと、提案される事業等を承認してきました。ただこの間、町民の意思によって二人の町長が代わりました。この現実の中、町は改革5ヵ年計画の実行その結果について精査する、その結果について精査するとの姿勢を示しました。私は、この姿勢は、今後の町づくりにおいて最もとっていいほど重要だと思います。今日は、自らも精査しながらお尋ねをいたします。

まず第1点、玖珠町集中改革プラン『行財政改革5ヵ年計画』に基づく取り組みの精査についてお尋ねいたします。

①の平成17年4月1日から施行された、玖珠町基金条例において関係条例27条例が廃止されました。このことにおける影響をどのように精査されるのかであります。平成17年4月1日から施行されました玖珠町基金条例、この条例の附則において基金条例27条例が廃止されました。そして第2条において廃止した27基金を設置し、第7条「基金の設置の目的達成のための財源に充てる場合に限り基金の全部又は一部を処分することができる。」第8条「この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定める。」とあります。私は、町長の権能といいますか、権限が強くなったのではないかと思います。

例えば廃止しました基金の中のわらべの館運営基金についてであります。廃止以前のわらべの館運営基金条例第4条「基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して、わらべの館の設備の充実と円滑な運営を図るための経費の財源に充てるもののほか、この基金に繰り入れるものとする。」とあります。ところが設置された基金条例では、わらべの館の施設充実と円滑な運営を図るための財源に充当する資金とする。町長が定める額とするとされています。前の「設備の充実」が「施設の充実」と微妙に変わっているのであります。施設とは建物が入るわけですが、事実、平成20年には施設工事費1,164万円が使用されております。

玖珠町基金条例によってそれまでの基金27条例が廃止されたことにより精査の必要を特に感じますのは、総合運動公園建設についてでないかと思っております。この基金は、各スポーツに励んでいる子どもたちに、より整った環境の中で運動させてやりたいとの親の思い、関係団体の皆さんの思い、そして賛同する多くの町民の皆さんの思いの基金、また町民の意思をもとに設置された基金であります。そして、運動公園が企業誘致のプラスにもなればと、その必要性を理解し承認された事業であります。ゆえに、町は町民の皆さんの声を聞き、知恵を参考にしながら取り組んでいく姿勢が大切でないかと思うのです。それが補助金等の関係もあろうかと思いますが、町政の責任者である私が、また我々がやるのだ、実現させるのだという思いが強すぎてきたのではないのでしょうか。その取り組みの

姿勢が今日においても影響を与えている。基金の中身が分かりづらくなっている。将来の人口減を考
えての各課の連携が図られているようには思えない。町が提示する計画、それで運動公園建設は本当
に必要なのか。町民参加のもと議論し検討する場がなくなった、等々懸念されます。総合運動公園建
設について根本的な精査が必要だと思います。

重要な基金27条例を廃止したのですから、特に関係の皆さんには基金の状態をより一層見えやすく
開示する姿勢が大切なのではないのでしょうか。町長に影響をどのように精査されるのかお尋ねいたし
ます。

○議長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） お答えいたします。

基金の全般の内容についての回答でさせていただきたいと思いますが、玖珠町集中改革プラン『行
財政改革5ヵ年計画』におきまして、行財政改革の具体的方策の一つとして、事務事業の整理・合理
化が掲げられ、一層の事務事業の分析と整理・合理化が求められてきたところであります。このこと
から、ご質問の内容にあります、平成17年4月1日から施行されました、玖珠町基金条例におきま
して関係27基金条例が廃止された影響をどのように精査されるかとの質問でございます。

それまで、新たに基金を設置する場合は、基金ごとに個別の条例を設けておりましたが、時代の経
過とともに基金の数も増えてきて、27の基金条例がその時点で制定されておりました。この基金
条例の条項等につきましては、ほぼ同様の内容となっておりますので、基金管理や運用の規定につ
いて、同一の条例改正が必要となった場合に27の基金条例すべての改正を行わなければならなくな
っておりました。平成17年4月1日は、ペイオフの解禁でもありまして、それに対応した基金の条例の
改正も必要になったところですが、具体的には金融機関への預貯金債権と町債債務の相殺規定の改正
が基金条例において必要となったところです。そのことによって玖珠町基金条例の制定を行いました。
議会のご理解をいただいて27の基金条例をそれぞれ改正するのではなくて、1つの玖珠町基金条例の
制定によりまして、基金条例の一括廃止、そして統一化を図ることで簡潔に事務処理が行うことが
できました。

このように基金の取り扱い規定のとおり統一化を図ったことによりまして、適正な条例の執行や改
正を行うことができ、新たな基金を設置する場合におきましても、簡潔に制定ができるようになって
おります。また1つの条例で基金全体を把握することができるようになりまして、事務の効率化にも
つながったところであります。また、基金の管理方法につきましても、債権運用を視野に入れた場合、
各基金ごとの口座管理ではなくて、指定金融機関、玖珠町の場合大分銀行になりますが、並びに収納
代理金融機関、町内の金融機関になります。各金融機関ごとに決済用預金1口座の管理方法と一元口
座管理が可能となった基金、運用ができる基金であります、より効率的な運用がそのことによって
可能となったところであります。

更に、基金の運用管理方法につきましては、会計課、財政課、水道課、公金管理部署による公金管
理検討委員会で協議しまして、その都度経済情勢に応じて安全性、誘導性、効率性を確認して、説明

責任がいつでも行われるように現在運用に努めているところであります。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） 課長ご苦労様です。統一化を図ったことによって、簡潔になり効率的になった、確かにそうですよね。そのために我々も承認した。ただ、責任説明をね、しっかりと果たしていかなければならないと最後に課長言いました。ここがね、はたして十分に町民の皆さんにできてきたのかというところが、私自身が疑問視するところです。ここが一番大事なんじゃないか。でなければ、確かに皆さん方には効率的になったでしょうけれど、町民が見えない、中身が。なにしちよる。特に運動公園は反対、反対、反対と、あれほどのエネルギーがなぜ起きたのか。ここの責任説明をもう少し自覚していただいたらなというふうに思わせていただいております。

これ以上はあれですけど、町長、課長から説明をいただいたんですけども、この件について、私の今の質問について、なにか町長自身でこの基金の廃止によってですね、やはり町自身はこういうふうにもっとやらなきゃならないなあなどというふうなお考えがあるかないか、ちょっとその辺のところお尋ねしたいと思います。

○議 長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 後藤議員のご質問にお答えしますけど、やはり説明責任はこれは非常に重要と思っています。そして基金の運用目的を鑑みて、やはり有効に住民の皆様の意見をお聞きしながら有効に使われる。そしてどういう状況にあるかというのは、説明責任は重要なことだと考えておりますし、今後そのようにできる限り対応していきたいと思っております。

○議 長（藤本勝美君） 14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） 次の質問の②ですけれども、平成18年4月1日から施行された、玖珠町附属機関に関する条例によって10条例を廃止し、附属機関とし、玖珠町総合行政審議会、人権・同和対策審議会、玖珠町総合教育審議会が置かれましたが、新たな審議会は充分にその役割をはたしているのか。の質問ですが、平成18年4月1日から施行されました、玖珠町附属機関に関する条例において重要な10条例が廃止されました。また、玖珠町総合行政審議会規則では7規則が廃止です。そして玖珠町総合行政審議会の運営等に関する事務処理要綱の第2条では、基本的な考え方、第2条「庁舎内には各分野の必要な事項を審議し、事業の円滑な運営を図るために数多くの審議会、委員会が設置されているが、社会経済情勢の変化、当初の政策目的の達成、開催実績等により施設の必要性が薄れたものも多くあるのが現状である。玖珠町附属機関に関する条例で設置された玖珠町総合行政審議会は、これらの審議会、委員会等の設置及び運営のあり方を見直し、審議会、委員会等の効率化や活性化を促進するとともに、町民の意見が充分反映されるようにするものである。そして主な見直し内容としては、審議会、委員会などの再編により、委員の重複、偏った人選、当て職などが改善されるものと期待される。」第2条の基本的な考え方に今のように明示されております。もう町長もお分かりと思いますが、それほどに重責を負った審議会はその役割を果たしているのか。

④の質問といたしまして、各審議会の開催実施状況と内容の説明をお尋ねいたしたいと思いますが、時間等々もありますので、資料は持っておりますので、できましたら、今年度における開催内容をご説明していただければというふうに思います。

⑤の玖珠町行政企画委員会の取り組み内容と実績について、副町長にお尋ねするわけですが、副町長、私はですね、当時の町長は、この行財政改革5ヵ年計画を実行するに相当な覚悟をもって取り組もうとされたと思ってます。そこで、副町長がもうお分かりのように、平成17年8月1日から玖珠町行財政改革推進本部規定を設置して、町主導で改革の実現を図ろうとしたのではないかと考えています。それが、諸般の理由で推進本部がなかなか機能しなかったと私は思ってますが、その推進本部についてはいいんですが、玖珠町行政企画委員会の規則では、副町長が委員長の役割を担っております。取り組みをお尋ねします。

④、⑤以上よろしくお願ひいたします。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えいたします。

今年度のということに限ってでございますので、その分お答えいたしますが、本年は4月の26日、第1回の審議会を立ち上げております。総員30名の委員を委嘱しましてであります。その内容は、本年度ちょうど玖珠町の総合計画の実施計画の時期でありますから、そのことを諮問するためにこの審議会をして各部会とも立ち上げたわけであります。この委員会の中で、特に教育部会との、教育委員会の計画はどうかという貴重なご意見をいただきました。そのことに関して、これまでの総合審議会の中で少し弱点のあった部会のあり方について内部で協議して、次回の審議会で、教育部会の取り扱いについて補強した形でこの審議会を開催していきたいというふうに考えてます。

なお、今回補正予算でもお願ひをしましたが、これまで3回の審議会の開催の予算でありましたけれども、総合計画、重要な重い企画でありますから、今年10回ぐらいの委員会が必要じゃないかということで、補正もお願ひをしておるところであります。

○議長（藤本勝美君） 飯田人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（飯田豊実君） 人権・同和対策審議会についてお答えいたします。

人権・同和対策審議会につきましては、議員ご指摘の平成18年の条例改正による審議会の1つでございます。この審議会は、同和問題の解決をはじめ様々な人権問題に行政として取り組むとき、現状としてまだまだ不足の点を、またインターネットへの書き込みなど新たな人権差別問題などが生まれてきており、こうした様々な人権差別問題について審議する機関が必要との観点から、附属機関として置かれているものと考えております。

簡潔にということでございますので、簡潔に申し上げます。

人権・同和対策審議会の開催実施状況と内容についてでございますが、委員は現在10名で構成されており、昨年は1回開催されております。内容といたしましては、人権同和問題及び男女共同参画施策を推進するための各種啓発事業の実施や計画策定とそれらの実績報告、条例規則の改正等を討議し

ております。特に昨年の審議会では、企業研修の積極的推進や男女共同参画社会の実現など、本町のあらゆる人権施策の推進にあたり、大変貴重なご意見をいただいております。

今後もすべての人々が互いの基本的人権を尊重し、個性や能力を十分発揮できる社会づくりを行政、住民が一体となって目指し、実現していくための様々な施策、方策を審議をお願いし、お知恵をいただきたいと考えているところでございます。具体的には、本年につきましては、玖珠町男女共同参画プランの2次計画の策定を計画しております。また、毎年実施しております住民向けの人権研修などについてもご審議していただきたく思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 私の方からは、総合教育審議会のことにつきましてご回答申し上げたいと思います。

今年度でございますけれども、委員の任期は2ヵ年でございますが、これまで平成20年度、21年度の2ヵ年が委員さんの任期でございましたので、この3月31日で任期が切れました関係上、現在、委員の選任中ございまして、今年度はまだ開催にはいたっておりません。早急に立ち上げたいというふうに考えております。先ほど午前中の秦議員さんからのご質問もございましたが、教育長が答弁いたしました中学校統合問題につきましても、この総合教育審議会の中で審議をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 後藤議員さんのご質問に、玖珠町行政企画委員会という部分もございましたので、まとめて開催状況を報告をさせていただきます。

玖珠町行政企画委員会につきましては、町の行政企画委員会規則により規定されておまして、副町長を委員長に、規定された各課の所属長7名が委員として、1つ目には総合計画に関すること。2つに地域振興に関すること。3つ目に中長期財政計画に関すること。4つ目にその他町政の重要な事項に関することについて審議するものでございます。また、新規事業や事業計画の変更、懸案事項につきましても、各課の要望に応じまして開催し、意思確認、合意形成の場としても行政企画委員会を活用しているところでございます。これまでの実績状況でございますが、本年度分のみということでございますので、22年度に入ってからの実績を報告をさせていただきます。

22年度は1回だけでございまして、審議案件ですが、玖珠町営急傾斜地崩壊対策事業について、2つ目に、玖珠町納税組合奨励金等の補助規定の見直しについての協議、3つ目に、玖珠町コミュニティ推進事業補助金交付要綱の見直し等についてという内容で行政企画委員会を開催をしております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 今それぞれの担当課長の方から説明がありましたけれども、17年、18年の改

革が町政にどういふふうな影響を及ぼしているかというふうなご質問の主旨で、大括りにした審議会等は、なかなか小回りが利かないで十分な審議ができてないんじゃないかというふうなご指摘だろうと思っております。今、課長の方からいろいろ説明ありましたけども、大括りにした審議会でございますけども、それぞれの分野で18年度以降着実にいろんな審議をさせていただいてるというふうなところでもあります。ただ、行革については行革本部というふうなのを立ち上げて、行革の総括というふうな形で、去年は確か2回ぐらい、ちょうど集中改革プランの最後に当たるといふようなことで財政的效果を含めて検討したというふうなところでもあります。

ただ、今後、今までの行財政改革というのは、国の法律に基づく集中改革プランというふうなことでございますけども、今後、それぞれの自治体で引き続き独自の行財政改革というのが必要になっていくというふうなことで、県内の市町村も、独自に22年度以降も取り組みを行っているというふうな団体がございます。そういうことで、7月の参議院選挙が終われば、その後また新たな行財政改革というふうなことの検討のために行革本部というのを立ち上げて、更に精査していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） ほんとに重責を負っております審議会、委員会でございますので、大変失礼な言い方ですけれども、真剣な取り組みをお願いしたいと思います。

1つだけ気になることなんですが、この行政企画委員会の組織ですけどね、副町長、副町長は入ってますよというあれですけども、ここにもあるんですよ、(組織)助役、これは助役ちなっちゃう、前のあれで。総務課長、企画財政課長、福祉保健課長、建設課長、農林課長、学校教育課長、7名となっていますが、確認です、副町長に確認ですが、商工観光振興室長ですね、これはもう必ず必要ですわね、今のような目的を達成するためにはですね、と私は思うんですけども、現在はこれ、商工観光振興室長入ってるんですかね、確認したい。

○議長（藤本勝美君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 今、後藤議員のご説明でありますけども、私の記憶に間違いがなければ、昨年、最初の行政企画委員会か2回目の委員会かと思っておりますけども、商工観光室長を、今までは入ってなかったんですけども、新たに21年度参加をいただいてやっているというふうな状況であります。ですから行政企画委員会、去年も4回か5回あったんですけども、当時湯浅室長でございますけども、その都度出席いただいたというふうな状況であります。

○議長（藤本勝美君） 14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） 副町長そのようなところをよく確認しておいて、あれしておいていただきたいと思えます。ないとね、やっぱり見た目がね、「あら、ないじゃないか」ちゅうことなりますんで、よろしくをお願いします。

④の質問に入りたいと思えます。玖珠町第5次総合計画を策定するに、玖珠町総合行政審議会に意

見を求めるのか（諮問）

・部会の活動を含めて、日程の計画は。

・教育委員会（教育分野）のあつかいは。ということですがけれども、先ほどの答弁で玖珠町総合審議会に諮問云々は言われた、答弁の中でありましたけれども、町長に質問するというふうにしておりましたけれども、担当課長にもお尋ねしたいと思います。

玖珠町第5次総合計画策定、私は我が町の10年後を知るに、この総合計画策定に関心が深く、より良い計画が策定されればと注目しています。ですが、取り組みの中身がよく見えず、具体的活動そのものが遅れているのではないかと。特に、様々な重要課題を抱えています教育について大丈夫なのかと心配するのであります。大変あれですが、先ほどの課長の答弁の中にも、この玖珠町総合教育審議会が本年までできてないというようなこと等もありますので、その辺のところをぜひよろしくお願ひしたいと思います。そして精査の必要を感じますのは、今議会において補正予算で先ほどもありましたけれども、総合行政審議会委員の報酬として75万6,000円が計上されましたけれども、事務処理要綱第3条の（会議）では、審議会の会議は、副町長、審議会の会議は年1回開催し、行政の全般についての協議及び各部会の協議結果の報告等を行う、こういうふうになっちゃん、事務処理要綱では。廃止前のですね、たくさん廃止したんですけれども、廃止前の玖珠町総合開発審議会ちゅうんがあった。玖珠町総合開発審議会、その条例では第6条にこういうふうにかかれてる。審議会の会議は年1回じゃないですよ、「必要の都度会長が招集し会長が議長となる。」こういうふうに、前の総合開発審議会の第6条には、会議はそげなっちゃん。必要に応じて。しかし、この新しく作られた玖珠町行政総合審議会の事務処理要綱ではね、会議は年1回と、こうなっちゃん。だから先ほど10回ぐらいの予算を組んでいると、こう言われましたでしょう。しかし、要綱ではそげなふうになってるんですよ。だからその辺のこと等も精査する必要があるのではないかなというふうに思っております。

部活の活動を含めて第5次総合計画はどのような日程の計画ができているのかと、教育分野の扱いはどんなふうになっているのか、そこをお尋ねさせてください。時間がありませんので簡略に。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） ご質問の内容ですが、第5次総合計画、総合行政審議会には諮問はしていくというのは、先ほど総務課長からお答えをしましたので、重複を避けたいというふうに思います。今年の4月に第1回の総合行政審議会がございまして、第5次の総合計画の策定スケジュールを説明をいたしてきたところでございます。

この中で、第4次の総合計画の検証について、特に未達成の事業、これはその理由も明確にするようにというご意見もございました。そういうことも受けまして、今後の策定計画でございしますが、もう早速やる日付けになっておりますが、各課のヒアリングを6月下旬から7月中旬、それから団体のヒアリングを、農協とか商工会、それから森林組合等ですが、これを6月の中旬から7月の月上旬、それからワークショップといいまして、年齢別に各地区の、4地区ですが、集まってもらって、まちづくりの意見を聞く会を6月下旬から7月中旬、それから地域別の懇談会、地区ごとの意見を聞

く会でございますが、これも6月下旬から7月下旬、6月から7月にかけて集中的に外部の方の意見を聞いてまいろうというふうに考えているところでございます。その後に審議会への素案の提案という形になろうかというふうに思っています。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） ありがとうございます。

課長、ぜひ課長の責任は大きいと思いますんで、それで1つ気になっているのがね、メインテーマじゃね、テーマ。テーマの案みたいなのが出てますわね。なんかよく分らんこう…。やはりメインテーマはね、ある程度こう、何かというのが見えたほうがいいんじゃないかというふうに私は思います。というようなこと等が議論をね、本当に意見の議論がされる場をもって、そして早くされるようにしないと、大変また失礼な言い方で悪いけど、薄っぺらなね、総合計画になってしまったんでは、この今の社会でね、時代で、これから10年が我が町をほんとに決めるんですから、この第5次総合計画は大変な作業なんですよ。これはもう真剣にやってもらわなければ、これ分かっていることだと思いますけれども、あえて述べさせていただきます。大変よろしく願いいたします。町長、副町長よろしく。

次の、2の子どもに夢をの童話の里づくりについて問います。

大変私も質問の仕方がまずくて時間が過ぎていきますが、(1)の平成22年度日本童話祭のまとめ(総括)をお尋ねしますということと、(2)祭式において来賓の挨拶(祝辞)がありませんでしたが、その理由(わけ)をお尋ねします。ということで、総括等については、童話祭の後に実行委員会を開いて、どういうふうな総括だったかということをも分されていると思いますので、そのときのことを述べていただければよろしいと思いますので、時間がありませんのでよろしく願いいたします。

○議長（藤本勝美君） 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（大蔵順一君） 2点についてお答えを申し上げます。童話祭のまとめでございますが、諸般の報告で町長の方がご報告をいたしておりますので、簡略にお答えをいたしたいと思います。

子どもに夢をのテーマで童話祭を行っておるわけでございますが、久留島先生のご精神提唱ということで童話の里づくりの大きなバックボーンとして行っておりまして、本年で61回目でございます。本年は久留島武彦没後50年ということでございまして、4日の前夜祭を、ちむドンというようなことでやっております。童話祭そのものにつきましては、4万5,000人というようなことで、パレードとか、それから町長が申し上げましたように多くの方で賑わったようなところでございます。例年どおり、三島会場の運営委員会、それから河川敷会場の運営委員会と、多くのボランティアで支えられながら無事に終了しているところでございます。反省会といいますか、実行委員会の方は、三島会場の方が先般反省会といいますか実行委員会をやっておりますが、まだ河川敷の方は行っておりませんので、それを受けまして、6月中には町の方の全部の実行委員会の反省会ができると思っております。

それで、終わりましたすぐ、町職員がそれぞれの会場に全部配置しておりますが、特に運営には町職員がかんでおりましたので、その分はもうすぐ覚えてるうちにいろいろといただきまして、その中でも、特に駐車場の問題が大きな問題ということで、今ちょっと考えているところでございます。400台近くの駐車可能な河川敷会場も、当日10時近くにはもう満車ということでございまして、協心橋周辺の交差点が交通渋滞を起こしたようなことでございます。ここ辺の分を誘導する場をまた考えていきたいなと思っております。それから、昨年以來、各会場で食事とか物産販売とか、今年、童話の里というふうなTシャツ等の販売もありましたけど、こういった提供ブースの拡大をやっておりますので、給食施設の設置などで来場客のサービス向上にも努めております。先ほど言いましたように、また、近日中に実行委員会の反省会を実施いたしますので、それぞれ出ましたところ、反省を来年度に向けて課題をやっていこうと思っております。

それから次に、祭式における来賓挨拶でございますが、議員さんもお承知とは思いますが、祭式は炎天下のもとで開催されておまして、もう従来よりこれ懸案事項でございますが、祭式の時間が長いとか、小さい子どもさんいるので、子どものためにどうかならないかというようなことで、2～3年前から、横にテントを立てるような恰好もしておりますが、ここ辺の部分で、本年は町長にご英断いただきまして、本来は、童話祭は子どもが主役の祭であるよと、子どもを前面に出す祭式にしようということで、来賓紹介というようなことでさせていただいたようなことでございます。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） 今月に日本童話祭実行委員会の会が開かれるということでございますので、待ちたいと思いますが、これは朝倉町長も出席しておられましたけれども、我が町のある会の総会でご来賓の挨拶の中でこういうふうなご挨拶がありました。町長もお聞きいただいたことと思いますが、この厳しい時代、会が事業行事等を進めるにあって前年どおり行いましたでは、何もしなかったに等しい。なにか一つでも新しいアイデアをもって、前向き積極的に取り組まなければ会の発展は難しい旨の挨拶がありましたですね。私は、なるほど何もしなかったのに等しいのか、それほどの自覚をもたなければならないのかと思いつつ、第61回日本童話祭を振り返るとき、私自身ですが、私自身反省させられるばかりでありました。今月に行われるという実行委員会の総括をぜひ来年に生かしていただきたいと思っております。来賓の祝辞がなかったことは、日本童話祭実行委員会で決められたことであろうと思っておりますが、2～3年前から云々とありましたが、来年の祭式においても来賓の祝辞がないでいいのかということに対して、町民の声として述べておきたいと思っております。

私たちの町の基本であります、童話の里づくりの産みの親は衛藤征士郎先生であります。衛藤征士郎先生はだれよりも久留島武彦翁を尊敬し、今日においても財団法人日本青少年文化センターの理事長、全国童話人協会の顧問として、日本全国の子どもたちに「子どもに夢を」の久留島武彦精神を伝えているのです。61年の歴史を持つ日本童話祭は町民の誇りであります。その祭式において、ご来賓としてご案内してる最も大切な方の祝辞がないということは、私はいかがなものかと思っております。

私もその一人であります。先生のお話をこの機会に聞かせていただきたいと思われる町民は多くいると思うのです。そして何より子どもたちが先生のお話を聞くことによって、先生のような大人になりたいと夢を持つ子どもがいるのではないのでしょうか。祭式でございます。町民の声として、町長、聞いておいてほしいと思います。ただ、暑いから、子どもたちのあれだから、そういわれるんじゃないかということでは、祭式ですので、町民の声として聞いておいてほしいと思います。

次の質問に入らせていただきますが、副町長、この童話祭においてメルヘン大使に委嘱状を渡されましたけど、内容の説明をお願いします。

○議長（藤本勝美君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） メルヘン大使についてお答えをいたします。

メルヘン大使につきましては、本町のイメージ向上等を図るため、町外に居住する、本町に縁のある方々に珍珠町のPRをしていただくとともに、珍珠町の町づくりについてご提言をいただくことを目的に、平成10年から取り組んでいるところであります。これまで6名の方にメルヘン大使についての委嘱をさせていただいてるところであります。更に、今年は、日本童話祭に際し、従来の6名の方に加え、新たに1名、キム・ソヨンさんをメルヘン大使に委嘱し、7名全員の方々にご案内をさせていただいたところでもありますけども、ご都合により3名の方のご参加、ご出席となったところあります。

メルヘン大使の皆さん方におかれましては、平素からそれぞれの生活地、専門分野において、珍珠町のPR活動や町づくりに関する情報を提供していただいているところでもあります。今年度は、メルヘン大使の皆さん方に一堂に会していただき、意見交換、情報交換等を行い、同制度の運用改善や更なる充実を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えします。

メルヘン大使につきましては、今のところは、童話祭に来ていただくとか、本当形式的な状況になっているのが現実じゃないかと思っております。そして、今後は、先ほど副町長から答えがありましたけど、秋ぐらい一堂に会して、本当の意味のこのまちづくりに協力していただけたらかですね、いろいろサゼスチョンいただきたいと。ただ絵に描いた餅じゃなくて、現実にやはり大使として任命させていただいてお仕事していただくには、やはりいろいろお知恵を拝借したいというふうに考えて、具体的には動いていこうというふうに考えております。

○議長（藤本勝美君） 14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） もう町長、副町長皆さんお分かりと思いますけれども、メルヘン大使の皆さんは本当にこよなく我が町を愛してくださってるんですよ。そして求めがあれば協力を惜しまないですよというふうにもおっしゃっていただいているんですよ。7名のメルヘン大使が誕生したと、1名増えてですね、実はあまり町民は知らないんです。せっかくあのキム先生がね、メルヘン大使になっ

ていただいたちゆてもね、久留島講座はされているんでしょう。知りませんよ、勿体ないなあ。やはりその辺のところを、副町長が委員長ですので、よろしく。本当に町民の皆さんにわかるようお願いしたいと思います。広報「くす」にも載っていません。

最後に、朝倉町長、町長就任以来今日まで、様々な会に積極的に出席され、町民の声を町政に生かすべく懸命に取り組んでおりますこと、おられますこと、私もいろいろな会でご一緒させていただくこともありますので、見聞きしております。信念に基づき、町発展にこれからもよろしくご期待をいたしております。今日の厳しくまた混迷した社会にあって、町民の皆さん、町執行部、議会、三者が互いに信頼しあい、一体となって、豊かで誠実な町を築いていくことが子どもたちに未来を託す我々の務めだと思っております。私も努力いたしますことを述べさせていただき、質問を終わります。

○議長（藤本勝美君） 14番後藤 勲議員の質問を終わります。

次の質問者は5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 議席番号5番工藤重信です。

ただ今から、通告の要旨に従って、一問一答方式にて3点ほど質問させていただきます。

まず1点目、これにつきましては、先ほど後藤議員から質問がありましたので、ダブらないような形で質問させていただきます。

1点目、本町の第5次総合計画の策定にあたり、現在、進められている町民からのアンケート調査の集約を含み、各種計画策定における現在の進捗状況及び各分野に関する提案、要望に対し、町はどのように計画に反映させ、活性化に向けた町づくり計画を策定されているのか伺います。これにつきましては、少し詳細を申し上げます。この計画策定の背景には、社会、経済情勢の大きな変化と新たな課題への対応があることから、昨年10月1日付けで職員の異動もありましたが、計画策定にあたっての基本的な視点を少し申し上げます。

まず、誰にもわかりやすい計画内容であること。次に、町民参加、職員参加による計画づくり、町民との情報共有、これにつきましては、前日から地区の説明会、自治委員会とかで行っておりますが、そしてアンケートの収集、このアンケート収集は、町民の声として非常に大切なものがあると思います。また、町づくりでは、町条例との整合、そして持続可能な行財政運営の推進と実現の確保、これについては、少子高齢化や低調な経済活動は地方税収にも影響はあらわれています。更に現総合計画との連続性、個別分野計画との整合、そして国、県計画との整合及び近隣自治体との連携、実際に運用されているようになっているのか。以上のことを基本な視点であり、また新たな計画はどれだけあるのか含めてお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 工藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

ほとんどの部分を工藤議員さんご発言になられましたんですが、総体的な考え方等についてご答弁を申し上げたいというふうに思います。

総合計画につきましては、行政が、限りある財源、それから経営資源を有効に活用しまして、より

良い公共サービスを住民の皆さんに提供するために計画づくりを行うものであります。地域の実情に合った行政活動の全分野にわたる総合的な計画を定めて、これを財政計画に基づき計画的に進めていくことが、まちづくりの基本であるというふうに考えてるところでございます。

4月に開催されました第1回の総合行政審議会において、第5次の総合計画にあたっての概要、スケジュール等の説明を申し上げましたが、この中で、第4次の総合計画の評価、要するに実績をしっかりと検証し、実現しなかったものについては、その理由等も添付するようにとのご指摘を受けたところであります。町の職員からなります専門部会で各項目の検証作業を行ったあと、次回の審議会において報告したいと考えているところでございます。

ご質問の、現在しているアンケート調査につきましてでございますが、これは5月14日に自治委員文書にて町内の6,400世帯、全世帯を対象に配布をしたものでございまして、6月10日現在での回収が1,471通で、23%という回収率になっているところでございます。このアンケートにつきましては、住民の皆さんの声をしっかりと聞いてまちづくり施策に生かすということが目的でございます。各種計画策定においても、まちづくりの主体は町民であり、行政はこれをサポートするという観点のものと、住民の皆様満足度の向上に向けた投資効果の高い政策や、今後望まれる施策を住民の意見を聞きながら明らかにしていきたいと考えているところでございます。

また、現在専門部会において第4次の総合計画の評価検証作業が終了次第、第4次の反省を踏まえた上で、先ほど後藤議員のご質問にも申し上げましたが、各課のヒアリング、それから商工会、それから農協等の団体のヒアリング、それからまちづくりのワークショップ、それから4地区地区別の懇談会等を開催し、現状と課題の分析、基本方針、施策の大綱等論点を整理し、次の総合行政審議会に向けて書類を整えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） これはどこまで進んでいるかわかりませんが、計画の構成及び期間についてということで、その中で、まず1点目は、基本構想と基本計画、これは国、県の計画等における整合性、そしてさらには実施計画、計画期間中で毎年度見直すものもあると思われれます。こういったことをスムーズに現在進められている状態にあるかお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 現時点でのスケジュールでいきますと、今のところ予定どおりの作業で進んでいるというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 最後に、計画策定の体制として、現在の計画策定ではいくつもの委員会があると思われれます。先ほどから、6月、7月にはヒアリングを行うとのことでもありますが、今後の見通しとして、また十分な計画は移せるかどうかお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長（河島広太郎君） 現時点では、6月、7月に地域の皆さんの意見を聞く地域懇談会等が予定されておりました、現状では、その意見を聞いた上で、10月には第2回目の総合行政審議会、部会等も含めてでございますが、審議をお願いするところまでもっていきたいというふうに考えているところでございます。当面、町民の皆さんのアンケート調査、それから地区での説明会の意見集約、これをいかにスムーズにやるかと、7月いっぱいこれをやり上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 先ほども後藤議員が申しておりましたけれども、こういう取り組みについてはなかなか中身が見えない状態にあります。逐次こういった審議会のときにそういったことを公表できるような形がどっかでとられたら一番いいのではないかとというふうに思います。

次に、2点目の、本町では、固定資産税等における課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか、又は町内を通じて固定資産税の課税上、著しく均衡を失くすようなことはないのか伺います。と申しますのも、玖珠町税条例の中で、この組織的には、第76条で固定資産の評価委員の数は1人とする。そして第78条では、審査委員会の委員は定数3人とするということですが、非常に少なく、そして、これまでの方が何年ぐらい携わっているのかは把握してませんが、この方たちにおけるのは大きなものがありますが、現在は、経済危機にある中で、社会情勢の変化とともに地域の環境にも変化が見られ、土地価格の下落や利用価値の変化が生じたことにより、土地の評価は上がり、固定資産も年々上がったりすることから、生活権に及ぶものもあり、固定資産の納税が困難となり、滞納や未納といったことが起こり、更には、納税方法等について本町へ相談に訪れたりするケースがみられます。これらの現状を解消しなければ、人口減や生産性も低下し、所得や税収等の落ち込みで大変な現象が起こり、これらの問題を防ぐことから、固定資産評価の見直しの一部にみられますが、まだまだ調査を必要とする箇所があるのではと思いますが、これらについてどのような取り組みをしているか伺います。

○議長（藤本勝美君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足一大君） 工藤議員さんのご質問にお答えをいたします。

土地及び家屋の評価については、3年に一度、基準年度と申しまして一度評価替えをしております。すべての土地、家屋の再評価を行い、課税標準額を求めているところであります。直近では平成21年度がその基準年度となり、平成22年度の第2年度及び平成23年度の第3年度においては、原則再評価は行わず、基準年度となる平成21年度の評価額を据え置くこととなります。据え置き年度と申します。ただし、地方税法の中で、据え置き年度においても地目の変換、家屋の改築又は損壊、その他これらに類する特別の事情若しくは市町村の統廃合又は境界変更の事情があり、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか、又は合併後の市町村を通じて固定資産

税の課税上、著しく均衡を失することと町長が認めた場合には、当該土地又は家屋に対して課する第2年度、第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に批准する価格で求めるとされています。

固定資産の土地の評価については、毎年、1月1日に、国土交通省が主として都市計画区域内の標準値について不動産鑑定士の鑑定評価を基に公示価格を公表します。また、7月1日には県が地価調査を行い、標準価格を公表します。国の公示価格と県の地価調査を参考に、町独自に標準値91ポイントを選定して、不動産鑑定士の鑑定評価を基に、標準値については鑑定価格の7割を目処に土地の評価額を算定しています。

現在、景気の動向により、公示価格、標準価格ともに下落傾向で推移しており、町の鑑定評価も、下落傾向を示しています。土地の評価額の下落に伴い、平成20年度の土地税額で2億3,900万、平成21年度が2億2,900万円と、1,000万円の減額、率にして4.2%の減となっております。また、平成22年度、23年度は評価額を据え置くこととなっておりますが、特例の規定により、平成21年7月1日時点での地価下落率が大きかった標準値に係る路線価格を修正し、平成22年度の価格に反映しているところでございます。以上でございます。

固定資産の委員が1名ということで、今現在、うちの方は副町長が固定資産評価委員をしております。評価委員については3名以内ということで規定をされております。3年に1回の入れ替わりで、毎年1名が入れ替わっております。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 次に、評価額の決定基準の中には、これは、固定資産の評価額は国が定めた固定資産評価額基準に基づいて市町村が決定するわけですが、評価額は、土地については地価の60%から70%、建物については建築費の50%から70%ぐらいとなっておりますが、この中で、評価額は原則として、先ほども申された、3年毎に見直して評価替えが行われますというようなことでありますが、土地については、地価の動きにより評価を変更しますとあり、評価額登録した固定資産課税台帳は、通常毎年3月1日から3月20日までの間に縦覧することができるということで、台帳を見て評価額に納得できないときは、通常、3月1日から3月31日までの間に審査の申し出をすることができますとありますが、こうしたことについて、このときに審査の申し出等があるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足一大君） 先ほど固定資産審査委員に副町長と申しましたけど、町長でございます。訂正いたします。

それと、土地価格等の異議の申し出はないかということでございますが、昨年度1件、審査委員会に提出はされましたけど、税務課と相手方の話し合いの中でそれは取り下げをいただいて、解決しております。申し出については、納税通知書が送付されてから60日以内に固定資産審査委員会に異

議の申し立てはできるようになっております。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5 番（工藤重信君） 仮に土地及び建物の売却問題が発生した場合、固定資産評価額と実際の売却額の差が極端にある場合などは、売却額に影響を与えることになり、これらの問題を解決するために見直して評価替えが必要となり、またその周辺のおかれている状況はどうか。適正されているのか、町全体の見直しや軽減措置はとられているのか、ここをお伺いします。

○議 長（藤本勝美君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足一大君） 先ほども申しましたが、国及び県の土地の鑑定評価がございまして。それと町独自でポイントを設定して価格を出しております。その価格の7割を基準に評価額を出して、土地の評価をいたしているところでございまして。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5 番（工藤重信君） 次はですね、土地の負担調整措置としてあるんですが、土地の負担調整措置は、地価の上昇や株価基準の変更により、3年毎の評価替えのときに評価額が高くなった場合、評価額にそのまま税率を掛けたのでは税金の負担が急に重くなってしまいます。そこで土地については、負担調整率というものを設け、段階的に税額を上げていく措置がとられていますが、それでも高額な納税となる場合もあるのではと思います。そこで、課税標準額は基本的には固定資産評価額と同様ですが、住宅用地の特例などの軽減措置の適用や土地の負担調整措置がある場合は異なる金額となります。ということで、特に土地の場合は、負担調整措置をしても著しい環境の変化があるため、納税に納得できない場合が生じたりする場合、行政指導はどのようにされているかお伺いします。

○議 長（藤本勝美君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足一大君） 課税に納得しない部分もあるんじゃないかということでございますけど、負担調整については、基準年度の評価額に基づいて3年後までは据え置きとなるわけでございます。それに、段階的に調整率の高いところは3年の中で段階的に評価額に達するまでの部分で見ていくわけで、少しずつ価格が上がる場所もあります。そういう措置をとっております。一遍に評価額に近づくのは高すぎるという場合、そういう段階的な措置もとられております。それと、税に納得いかならないではないかという質問ですけど、これも評価額に見合った土地の地目等の変更が、宅地ならば宅地、雑種地ならば雑種地で、その辺の評価の仕方もあろうかと思っております。それは登記簿を基準としているわけで、その現況の地目が登記の宅地であればもう宅地の評価になるんですが、雑種地に近いところでは、宅地に近い価格とかそのランクがありまして、その中で調整をしております。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5 番（工藤重信君） これを申しましたのは、例えば雑種地の場合ですね、同一雑種地、所有者は

違うんですが、同一雑種地の中で、片一方は用途が少し違う、そして収入が上がってくる。片一方は、用途は隣の人と同じ用途はもってるけども、実際にはそういう用途には使用できない。だから何も無い状態である。それでもって非常に税率が高いのではないかというような現象が少しあるのではないかというふうに思いますが、こういったことはどういうふうに措置されていますか。

○議長（藤本勝美君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足一大君） 玖珠町の場合、都市計画区域内であれば路線価という評価の方法をとっております。その中でも、先ほど言いましたように、雑種地の部分についてはいろいろなランクがございます。土地の法面とかその状態、準宅地であればその価格が高くなりますけども、資材置き場程度のそういう宅地であればその辺の雑種地のランクの上下があるんで、その辺は近傍の価格と較差のないようには取り扱いをしております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 現在においてはですね、状況の変化等で土地の価値観がなくなったりすることが極めて高い。よって、社会情勢の中で非常な、仮に競売といった形が現在一部でちょっとありましたが、そういったことを考えると、今まで相当な税を払って、今度売るときは二束三文もいいところという形がありますので、これはどうしようもないような見方になってしまいますが、こういうことは、今度見直しの時には全体的なバランスを考えていただきたいというふうに思います。

次に、3点目、本町における老朽化した町営住宅の建て替え計画は、どのように進められているのか、また、若者の定住促進を考えた町営住宅の建築計画はあるのか、さらには、町営住宅の維持管理や住居入居状態、入居者間の問題等はないのか伺います。

これについて、まず、平成15年の3月にしました玖珠町の町営住宅ストック総合活用計画でこれ出しておりますが、現在これが中身が変わっているかいらないか、若しくは変わっておれば、簡単でいいですから教えていただきたい。これについては、当初からみると、総合運動公園の問題計画ありましたから、それは決着つき次第のところがあるようなことも伺っていますけども、はっきりしたことは分かりません。それで、また、現在は、町営住宅は1人から2人で住み、高齢者も、それからその中には身体の動きのなかなかできない方の身障者みたいな方も多く入居されているようであるし、バリアフリーの問題もあり、また、若者の定住促進から若者が入居できる住宅も必要であるが、今後の見通しはどうなっているのか。また、老朽化した町営住宅の建て替え計画の中で公表できるものがあるか、以上のことについて伺います。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 工藤議員のご質問にお答えします。

老朽化した町営住宅の建て替え計画でございますが、3月に秦議員のご質問でお答えをしましたところでございますが、今先ほど、平成15年作成の町営住宅ストック総合活用計画でございます。これは今現在生きております。それ変更はありません。に基づいて、これまでエコタウン今村の建設、上

の市、栄町住宅の改修を行ってきました。平成19年以降はね、行財政改革のもと計画どおりに進んでいません。今後の建て替え計画でございますけれども、全国的に、財政難によりまして建て替え計画が遅れている状況にあります。

国の指導により、本年度、公営住宅等長寿命化計画を策定することとなっております。この中で住宅ごとの建て替えや改修などの検討を行います。そして、現在策定中の第5次総合計画の中で、町営住宅施策の優先順位を高め、3ヵ年計画等で町営住宅の建て替えや大規模改修など具体的な予算化の実現に向けて努力をしまいたいと考えているところでございます。

それから若者の定住促進、そして高齢者の問題、そして身障者とか、今お話がありました。そういった建設計画についても、3ヵ年計画等の中で検討してまいりたいというふうに考えております。老朽化した計画は、長寿命化計画の中で考えていきたいということでございます。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 建て替えに該当する住宅、入居している方々に対しての建て替え計画の話はされているのか。これは、はっきりしない点もあるからなかなか申し上げにくい面もあるかと思いますが、その中で、そういった状態のときに、建て替えに該当する団地の近くの方から入居者の方へ建て替えの情報が入ったりする場合がありますので、どういったことになっているかをお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 建て替え計画を入居者に話を持ちかけたかということでございますけれども、そういったことはいたしておりません。そしてまた、周りの方が言ったというのを、ちょっと私も聞いてはおりません。把握しておりません。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） わかりました。住宅の住人からそのような声がちょっとしましたからお伺いしました。その周辺の方がどういうふうと言ったかわかりません。

次に、現に住宅に入居していた人が出て空き状態になって、その空き状態の中で、これは町のマニュアルにあると思うんですが、空ける場合は必ずリフォーム、要するに畳替えから襖の張替えみたいなそういうことをきれいにして出て行くというふうにあるんじゃないかと思います。そして、出た後にはですね、例えばきれいにして出たから、今度は近くの方が、同一の団地の方がそちらに移り住んで、移り住んだのはいいけど、もう空いた、自分が居ったところは何もしてない状態で、こういったことがですね、現在こちらの方で、建設課の方でどれだけの把握をされているかちょっとお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） ただ今工藤議員が言われましたように、住宅から転出する場合、当然ながら畳替えとか襖の張替えとか、そういったものは当然やっただいております。それは、担当者がちゃんと明け渡しの際、確認をいたしております。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 実は今朝ほども少し現場を見させてもらいましたが、次に移り住んで、その

前自分が居たところは、もう4日以上、要するに1週間ぐらひは電気が点き放し状態であるし、それから、自分が現在空けたところは、中はわかりませんが、外から見たら大変な要するにゴミ置き場と同じような状態になっております。それで環境問題にも非常によくないというふうに思いますので、そういったことはどういうふうに、また、実際にこれは現在建て替えの対象となるような団地については、空きがあっても入れないというようなことがあるのかどうかちょっとお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） ただ今、空き家についてゴミ置き場になっておるといふことでございます。後で構いませんけども、場所を教えていただければ早急に撤去なり検討して、対処したいと思っております。

前、近くの人に移り住むちゅうのあったんですけども、ちょっと内容がよくわからないので、もう一度説明していただければありがたいと思っております。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 例えば、同一棟でAの人は出て行って、Bの人がそこにまた移動して、そのBの人が自分が住んでいたところが空状態になってですね、そういったところが荒れている状態というふうになっております。これについて、世話をされる方は非常に心配されて、現在では、それこそ電気も点いた状態で、警察に言おうとかいう形でいってますから、それはちょっと待ってくださいという形で、一応こちらの方で確認をした方がはっきりするんじゃないかというふうに思いまして申し上げます。

次に、例えば増築等があった場合、いつ増築したのか把握できているのか。また、申請もせずに増築した人が、そこを出て行ったときに、次に入居される方が増築した状況が分からないままそこに入居してしまうと、そうすると、前任者が増築したことにより増築分の料金を後の人が払うようなことになっているけども、こういったことは、実際出て行ったときとか若しくは入るときの把握ができるかお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 入居者が増築などをした場合、当然ながら届け出をするようになっております。そして転出する場合、それを撤去して元通りして転出するように一応なっております。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 次に、今度は、排水関係では、排水等の住宅の周辺の側溝は、老朽化して一定の箇所まで水が溜まってその状態が続くために衛生面に悪い環境が見られる。これらの改修等について応急処置等はできるのかお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 当然ながら、排水溝等が悪くなっておれば、町の方で改修いたします。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） さらに維持管理の問題に続きますが、この維持管理については、住宅の条例第4章の中で、19条で、改良住宅監視員は、町長が職員のうちから任命するということであり、改良住宅監視員は改良住宅の管理に関する事務を行い、改良住宅及びその環境を良好な状態に維持するように入居者に必要な指導を与えるものとする。町長は、改良住宅管理員の職務を補助させるため、改良住宅管理人を置くことができると。改良住宅管理人は、改良住宅監視員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等入居者との連絡事務を行うとありますが、実際にこういったことは、役を受けた方同士と、それから現場のパトロール、把握ですね、こういうことはどれだけとれているかお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 町営住宅の改修等でございますけども、これは建設課においてやっていくと。要するに私が管理人等になろうと、ことと思います。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 現場確認ということは今申されましたけれども、特に異動時期とか、転居とか入居が各地区に行われる場合が多いですが、こういった手続きの際は、入ったとき出たときの確認はどこまでできてるか分かりませんが、実際にその団地の責任者との話はうまくいっているかどうかお聞きします。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 転出入の際に団地あたりの、要するに自治委員さんとかそういうものとの連絡調整がうまくいっているかということでしょうかね。特に、建設課からはそういう方々に連絡はとっていないと思います。それについては、本人がいわゆるそういうお世話をしていただけの方にご挨拶に行くということがあろうかと思えます。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 住宅団地の問題は、ただ健康な人ばかりが居るのではなくて、いろんな障害もった方もおるし、それから非常に環境が、場合によっては入居者によっては守れないということもその実態が起っております。ですからその周辺の人はどうかという、まず身障者にしても、それから町営住宅に関係する所属の係の人にしても、定期的に回ってほしいと。だからこういう、いつ増築したのか、いつ出て行って散らかしたままでもう何ヶ月も放った状態になるかというふうなことが起こるのではないかというふうに思います。こういうことがないようにお願いをしたいと思えます。

最後に、住宅入居者の募集は毎年3月と9月に実施しているが、入居するための抽選会があり、抽選でくじ運が悪く何度も当たらない場合、最高どれくらい待てば入居できるのかお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 今ご指摘のとおり、抽選会、年2回やっております。それでもってね、悪い抽選番号を貰った方、大変お気の毒だと思うんですけども、それだけの方が入れるように住宅が空いていくちゅうか、ローテーション組めれば、なっていけばいいんですけども、やは

り町営住宅がなかなか空かないという状況がございます。したがって、再度またくじをして、やっぱ運の悪い方は何度しても後位にまわるという状況は確かにございます。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） これは厳しく言えば生活権を脅かすようなことになるんじゃないかと思えます。現在、例えば母子家庭とか、母子家庭の中で3名以上の子どもがいてどうもならん。親に頼ることもできないような状態のときに、じゃあ精神的に追い込まれたときどこまではフォローできるかというふうな面もあるから、こういったことはその都度抽選のときに納得していただけるのかお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 母子家庭とかそういった部分についてはちょっと宙に覚えてないんですが、優先順位を高めることもやっております。しかし、全員が優先的なものを与えるということはちょっとできていないというところがございます。普通の一般の方の抽選と同じ形になって、何度抽選会にしても、いつも最後の方という方が確かにおられるというのは把握しております。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） そういう3回以上抽選漏れの方が現在どれくらいおられますか。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 現在、何回抽選外れたかという、今ちょっとここに把握しておりません。資料を持って来ておりません。すみません。

○議長（藤本勝美君） あとで答弁いただきますか。

○5番（工藤重信君） あとでいい。下の方でもういい。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 最近では、子ども手当の問題があるから少しはカバーできるとかいうふうに思うんですが、どっちにせよ不安な状態を少しでも解決をしていただけるようにしていただきたい。抽選で優先的にくじを引かれて、優先的に何回も引いて、最終的にはいつ入るのか訳の分からないような形でなるとなかなか大変じゃなあというふうに思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（藤本勝美君） 5番工藤重信議員の質問を終わります。

ここで20分間休憩いたします。3時15分から再開します。

午後2時53分 休憩

△

午後3時15分 再開

○議長（藤本勝美君） 再開します。

梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 先ほどの工藤議員の、町営住宅の抽選に外れてた方の数で

ございますけども、3回連続で外れた方が2名おられます。そのうち1名は6月に入居予定となっております。連続じゃなくても、町営住宅抽選を受けて、これまで、3回外れた方がほかに2名おります。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 次の質問者は、15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 15番片山博雅です。通告に従い、1つ、玖珠町災害対策について、2つ、さわやか行政サービスについて、3つ、河川敷周辺の公衆トイレの建設について、以上3件についてお伺いをします。

宮崎県での口蹄疫の感染拡大が止まらない。最初に口蹄疫が確認されたのは4月20日、都濃町の農家が牛1頭、27日に川南町で豚への感染を確認され、ゴールデンウィーク中に一挙に拡大をいたしました。我が大分県も、玖珠町も、畜産農家や行政がウイルスの感染侵入を防ごうと懸命に努めていますが、一日も早い終息宣言を願うものであります。

玖珠町の災害対策についてお伺いします。

昭和41年2月、昭和町で発生した火災は、木造密集地で、強風、水利不足などの悪条件が重なり、玖珠町消防団史上最悪条件が重なり、大変な惨事となりました。平成3年9月27日、九州を襲った台風19号は、町内で死者1名、住宅全壊12棟、一部損壊6,488棟、山林被害2,100ヘクタールの大惨事となりました。また、平成5年9月3日の台風13号は、300ミリの大雨をもたらし、行方不明1名、床上床下浸水110世帯、家屋流失1棟、行方不明者の捜索5日間で、延べ1,000人の消防団が出勤をしております。特に台風13号は記録的な豪雨をもたらし、玖珠町でも山、がけ崩れ、河川氾濫、住宅損壊、農作物、田畑の被害など目を覆わんばかりの状況でした。玖珠町では、安全対策室を設置した直後で、関係職員の積極的な、また献身的な対応に町民も安心し、良い評価を受けたようですが、災害から17年が過ぎた今、防災対策は確立されているかお伺いをいたします。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えいたします。

一口で体制がなっているかどうかと言え、なかなか回答に困りますが、現在のところ、我が町もそれなりに精一杯災害対策体制をとっておると確信をしております。役場職員はもちろん、消防団、それから関係機関、あるいは自衛隊、連絡体制をとりながら各種の災害に備えております。

特に少し詳しく申しますと、この対策本部の体制としては、危険度の状況に応じて人員の配置、消防団の参集範囲こうしたものを定めてその周知を図っているところであります。役場職員にあわせては、所属ごとに職員全員の連絡網というものを作成しまして、緊急時の連絡体制、こうしたものを確保しているところであります。

体制の概略を申し上げますと、災害対策連絡室、それから災害警戒本部、災害対策本部という3つの大きな体制を組んでおります。その3つの体制をさらに細かく分けて、合計6つの段階にいたしまして、大分県や気象庁の情報による雨量あるいは災害の発生の恐れなどによって、この体制を立ち上げて動員をするようになっておるといのが現在の段階であります。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 課長が今答弁したように、確かに素晴らしい体制をとっているようであります。安心していいのか、これからご質問をいたします。

平成5年の災害時、太田川の同力橋、NTTのどこにある橋なんですけど、これ流木が重なり、水が同力橋の上を越えるような状況になった。それで近くの住民が避難するのに、どこを歩いていいかわからなかったというのがあるわけですね。確かに今、同力橋も太田川も拡張されました、河川が。まあ大丈夫だろうと思うけど、いつ何が起こるか分からないというような状況であります。この中でやはり問題になっているのが、住民を対象にどのような避難場所があるのか、経路の周知は知ってるのか、どのような方法で知らせるのかというのが大事になってくると思っております。

それはですね、日頃からやっぱ訓練してない、予行しないといけないというのが事実でありまして、例えば玖珠園ですかね、奥間の、あそこは年1回地域の人が一緒になって避難訓練をしている。だからあの地域の人は、何かあったら、さっと駆けつけて、それぞれ慣れた手つきで対応していくというのがあるわけですが、この中で、玖珠町には300近い自治区があるわけなんですけれども、自治区ごとにまずどこに避難したらいいかという文書配布等しているのかお伺いをいたします。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 玖珠町の避難所については、各地域の今おっしゃいましたように自治公民館など、それぞれの地域の公共的な施設が第一次の避難場所ということでなっております。そして危険度の高い災害が予想される場合には、わらべの館あるいは各地区の自治会館、清掃センターとか町立学校、町内13箇所に比較的堅牢な建物、こうしたものをそこに指定してあります。こうした避難場所については、昨年は梅雨時の7月の町報に掲載をしております。また、本年も周知のための広報を掲載をしていきたいと思っております。また、各部落の300近い自治区の公民館の周知徹底、これは常日頃から、そういった形で自治委員会等に投げておりますので、一応これは周知徹底されてるだろうというふうに感じております。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 周知徹底これはできるんですが、あと行動ができるかできないかで変わってくるんじゃないかと思っております。避難したときに、案外お年寄りなんかは、もう昔から住んでいるから「このくらいの雨じゃ大丈夫じゃ」と、残っている方もおるんじゃないかと。それとか避難場所に行つて避難場所の公民館が流されたという例も過去にあるようです。それでもですね、慎重に対応して徹底してほしいと思っております。

それとですね、ここに地震災害対策マニュアルというのがあるんですが、課長ご存じですか。

（○総務課長（松山照夫君） はい。）

これはですね、平成元年にできて、10年計画ということでこれやってるわけなんですけど、この見直しの中ですね、私もずっと目を通しました、何回も。これの中で、まず各課長がこれ持っているのか

ということですよ。そして毎年それを改善していったのか。議員も確かにこういうマニュアル初めて見たんじゃないかと思えます。というのはですね、議員もやっぱこの中には全然、編成時に何も入ってないということです。平成5年の災害のときに、高橋、仲田部落が雨で孤立しました。災害で。そのとき私は平成5年に補欠選挙で当選しまして、このとき私の名前を上げようちゅうわけじゃないんですけど、役場に来て建設課と話したら、高橋、仲田部落が孤立してるということで、行こうと言ったら、もうあそこは行かんのがいい、職員がもう帰って来て危ないち言ってるち。ところが私はもうあそこでずっと演習しとった関係で、山越えて行って来ました。そしたら停電ということなんですが、ちょうど工事中のユンボがありまして、その道を切りひらいて通れるようになりました。そういうのでですね、確かに危ないことはせんのがいいんですが、そういう職員の対応等についてやってもらいたいということで、この中で一番変えないけないのが、ここで言うより後でゆっくり私が修正したのをやったが早いんじゃないかと思えますが、そういうのをやってもらいたいと思っております。

中でもですね、議員の活動の場所がないというのが1つですよ。それと、このときはもうあった玖珠九重地方振興局長とかいうのがずっと入ってるんですけど、これは無くなっておりますから、これをよく検討して、いいものを作り、そして担当課長ばかりではなく、町長以下にみんなこれ配布、議員にも配布してほしいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 片山議員ご指摘のとおりでございまして、私どもも非常にそういう点を気を揉んで、今この災害対策を考えてるところで、今ご指摘の地域防災計画、これは平成元年の4月に初校ができて、最近では平成これが8年ですね、大変古いもんでございまして、今、この改訂版を早急に今練り直しておりますんで、実は昨年21年度中にこれできるものと思っておりましたが、ボリュームが厚いもんで、言い訳になりませんが、現在急いでるところであります。その点を特徴的に申しますと、これまでの計画では、防災、主に風水害を想定していたものでありますから、これをそういった風水害等併せて地震対策、こうしたものを分けて、もう少し災害を細かくしてこの体制を作っていくということが大きな点で、今、作業を急いでるような状況であります。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 確かに地震災害対策マニュアルと表題になってるんですが、今課長が申したように、それぞれの部に細かく分けた方が分かりやすいんじゃないかと思っております。早期にこれを対策マニュアルを作らないと、いつ何が分からない時世がございまして、よろしくお願ひしたいと。

次に、さわやか行政サービスについて、各省庁、各特例法人では、昭和63年1月の閣議決定「さわやか行政サービス運動について」に基づき、様々な対応、行政サービスの改善は全般的に推進されております。平成3年は、これまでの本運動の成果に対する評価及び国民の改善要望を踏まえ、次の活動を中心に、引き続き本運動を全国的に展開、特に国民に不満が多く改善することが急務な次の事項について積極的に改善と聞いております。

まず、これは9項目あるんですが、この中で、職員の応接態度、事務処理の迅速化、的確な対応、申請手続の明確化等々ありますが、これはですね、玖珠町はどんどん良くなってるのは事実であります。特に職員の応接態度というのは、過去、平成9年の3月議会で職員の応接態度が不評といわれております。しかし今はね、だいぶ良くなっているんですが、この中で、いろいろなことについてはいろいろ尺度があると思います。良かったとかですね、特に新町長になってから、私が評価したいのが、役場入口の案内受付ができたってということで、その受付の若き女性が笑顔で対応して、来庁者に非常にゆとりをもたしているということでもあります。これは、小林町長のときに受付案内係を設けようと言ったら、それは全職員が受付係だから必要はないと断られました。そしてどこでどう変わったのか、受付に課長等を置くようになって、その課長たるや、元イケメンの課長ということで、町民の評判あまり良くなかったということでもあります。理由は、課長の仕事といったら忙しいですね、いっぱい持ってる。それで、さわやか窓口ではなくて、もう仕事の方が忙しいということで、確かこのときの課長がここにいるんじゃないかと思えます。そういう流れで、今回復活したということについては、非常に町民の対応もいいようでもあります。

それと、役場入口の障害者スロープに雨対策としての屋根を設けたということですが、こういうのがきめの細かい配慮というのが町民に好感を呼ばれているんじゃないかと思っております。行きたくないところいったら、役場と警察、税務署、こういうところ行きたくないんですね。そして対応が悪いともう二度と来るかと言って帰る人が多い。やはり役場に来て、また行きたいな、あの受付のお姉さんの笑顔を見に行こうとかかですね、そういう環境、さわやか行政の窓口として作っていただければ幸いだと思っております。それについて、町長はまだ町長就任で4ヶ月過ぎたところですね。2、3、4、5ということで、いろいろ町長のお考えというのは聞く機会がないわけですが、もっと、行政は最大のサービス業と言われているんですが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） お答えします。

我々の行政の最大の仕事は、税金の再配分をいかにするかということが一番基本だと思います。それと同時に、住民の皆様が役場にお見えになっていただいたときにはいかなる対応をする、同じ案件のところで、どういう対応の仕方によって、答えは同じでも対応の仕方によって受ける印象は非常に違うと思いますから、そういう意味におきましては、役場の職員の研修も含めて、住民の皆様がいろいろ書類取りに来られたとか相談に来られたときは、研修も踏まえてそういう対応をするように心がけていきたいと思えます。私の場合民間企業にいましたから、役場にお見えになったお客さんのとき、なんか初めの方は「いらっしゃいませ」と言ってたんですね、いらっしゃいませって、商売ちょっと違いますからそれまでの対応なくても、やはりせっかくお見えになっていただいた住民の皆さんが、快い、あ、役場はいい対応したなと言っていただけのような、職員の研修、だから研修については、今研修行った人の研修レポート必ず出てきますから、私はそれについてすべてチェックしまして、研修した職員に必ず来てもらって意見交換して、この研修どうだったかと、今まですべてやっています。

今後も、研修について研修結果を舎内の掲示板に載せる等、そういうのを一応考えておまして、やはり役場に来ていただいて悪い印象を与えない、そういうふうなことを役場の職員の皆さんに言っていきたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 町長のお考えがよく分かりました。税金をうまく使うということですが、それよりも、町職員の対応の中で、言葉遣い等については訛りもあってもしかたないと思うんですね、訛りもあってもしかたない。しかし、それぞれの職員が自らを自覚してやっぱり誇りをもって職員業務をやっているということは高く評価されます。ただ、ここで、職員は名札を付けることで自覚と責任を持つとともに、住民サービスにつながるという点を意識することが前提ということで、職員が名札を付けようということがやっぱり議会で何回か指摘されております。それで、今来るとみんな名札付けているようですが、その中で、もう各課によってちょっと変わってる、変わってる表現は悪いんですが、もっと大きな名札を付けて、そして町民にアピールをしているという課もあるようです。そういう中で、やはり付けるならやっぱり統一する必要がある。また役場に行っても、大体最近の服装というのは、女性なんか特にカラフルになってきて、職員なのか来客中の町民なのか分からないという指摘もあるようです。この辺について、前の前の町長はこのように言うております。「私もちゃんと名札を付けてるぞ」と、そして「住民サービスに私が先頭に立ちたい」と、こう言うてるんですが、最後には全然付けていなかったようであります。この件について町長のご判断をお願いいたします。

○議長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えします。

基本的には役場の職員は白いポケットのところに付けております。そして大きな名札を付けてるのは、税務徴収員とかある程度そういう名札を付けなきゃいけない人で分けております。いろいろ議論ありまして、小さいものはここにぽっと付けたほうがわかりやすいし、ここの真ん中に首から下げてるのがありますけど、それを付けてもポケットに隠れたりとかいろいろ問題ありますから、そのことについては今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 町職員は名札を付けろと言っても付けない人もおるかもしれませんが、我々議員も名札を付けたいんですね。付けて歩きたいんですが、それは公職選挙法に違反するといわれておりますので、なんなら前と後ろにゼッケンを付けて歩けば、かなり議員の知名度も上がるんじゃないかと思っております。

その辺にしまして、次に、河川敷周辺の公衆トイレの建設についてお伺いをします。

童話の里玖珠町にふさわしいまちづくり交流と交換の賑わうまちづくり、都市と共生を求める町として町民が一体となって取り組んでいる。さて、大勢の人たちが集まれば、当然公衆トイレが必要になるが、現状はお寒いものです。特に町内外から買い物お客様、そして玖珠春日などにトイレがほしいと町民の要望、町外の要望が多いようです。玖珠河川敷では各種の大きなイベント、ジョギングロー

ドでの利用者も年々増えております。これまで議会質問で公衆便所の必要性は十分認識して、改めて十分に検討するとの答弁が出ております。未だに検討中なのかお聞きいたします。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） お答えします。

河川敷周辺の公衆トイレの件でございますが、現在ご存じのとおり、長匆線の拡幅工事をやっております。トイレの設置の件はこの工事の中で検討してまいりたいと考えております。と申しますのは、この工事は平成18年から国の地方道路整備臨時交付金事業といたしまして着手いたしてきております。この臨時交付金事業は、道路の新設や改良、舗装工事、交通安全工事などに限られたものの採択となっておりましたが、昨年度から補助内容が変わり、地域活力基盤創造交付金事業へと変更されております。さらに、本年度から社会資本整備総合交付金が創設されました。道路事業の地域活力基盤創造交付金は、下水道や公園、そういったほかの事業などとパッケージ化され、この社会資本整備総合交付金に組み込まれております。

この公衆トイレは、社会資本整備総合交付金の活用で建設することができないか、県道路整備促進室と協議中でございます。補助率が2分の1の交付金が活用できれば、早期に建設したいと考えております。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 実は、公衆トイレの質問は、平成6年9月、11年12月、平成14年の6月、16年の3月、17年の3月、18年の6月、今日を含めると7回の質問になるわけです。そのたびに、必要性は認めますけれども、なかなか周囲の皆さんの用地提供がなかったというのが大きなネックじゃなかったかと思っております。今、担当課長は社会資本整備総合計画書か何かあの中にやってするというような話が出たんですが、このトイレはですね、やっぱりこれが進まなかったちゅうけど、進まないお陰で国の2分の1のお金が入ってくるということはいいいことなんですが、身体障害者トイレ、これは社会福祉課ですね、一般トイレは健康観光課、河川敷トイレは生涯学習課ということで、16年の3月議会でその話を聞いてるんです。ただ、梶原建設課長が手を挙げて言ったということは非常に評価に値することであって、早速、町中の皆さんに知らせていきたいと思っております。どうか早くこの公衆トイレができてですね、河川敷周辺が、地域の皆さん、町外待望の公衆トイレの実現を望んでいるところであります。特に河川敷ではいろいろ集会がありますですね、3万人集会から1万人集会、何千人集会というのがあるんですが、あるとき警備を担当した警察の方、それとか参加者が、トイレがなくてあっちこっち右往左往して、B&Gの方に来てですね、B&Gのところでやっぱ100メートル近い列ができたということを目撃しております。

そういうことで、やっぱり玖珠に行ったらいいトレイもあるぞと、いい環境だということで、やっぱこれから先、人口減になる玖珠町として、交流人口をいかに増やしていくかというのは、あくまでもやっぱそういう環境を整える必要があるのではないかと思っております。

いい話を聞きましたので、以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日15日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年6月14日

玖珠町議会議長

署名議員

署名議員